

# 参 考 资 料

## 1 平成30年度公共用水域水質測定計画（抜粋）

### 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、神奈川県内の公共用水域の水質の測定について必要な事項を定めるものである。

### 2 実施期間

平成30年4月から平成31年3月までとする。

### 3 測定項目及び測定頻度

別表1のとおりとする。

健康項目……………人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた27項目

生活環境項目……生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた12項目

特殊項目……………法・条例の排水規制の対象である7項目

その他の項目……環境基準の達成状況を判断する上で必要な8項目

観測項目……………採水時に現場にて観測する13項目

### 4 測定地点及び測定機関

別表2のとおりとする。

### 5 採水時期

採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとする。

### 6 採水部位

(1) 河川については、原則として流心部とし、水面から水深の2割程度の深さとする。

(2) 湖沼及び海域については、上層（水面下0.5m）及び下層（水深が5.1m以下の地点にあっては底上1m、5.1mを超える地点にあっては水面下5.0m）の2層とする。

### 7 測定方法

別表3に掲げる方法とする。

### 8 測定結果の送付等

(1) 測定機関は、毎月の測定結果を神奈川県知事に送付するものとする。

(2) 測定結果の送付の期限は、測定月の翌月の末日とする。

ただし、健康項目について、環境基準値を超える数値を検出した場合は、速やかに神奈川県知事に連絡するとともに、当該水域に関し追跡調査を行うものとする。

### 9 測定結果の公表

公共用水域水質測定計画に基づき各測定機関が行った測定結果の公表は、各測定機関が個別に行うほか、神奈川県知事が取りまとめて行う。

### 10 その他

この計画に定めない事項については、各測定機関が協議して定めるものとする。

別表1 測定項目及び測定頻度

項目区分	項目番号	項目	測定頻度		
			河川	湖沼	海域
観測項目	1	天候	採水時に毎回	採水時に毎回	採水時に毎回
	2	前日天候	年12日(1日1回)	年12日(1日1回)	年12日(1日1回)
	3	水深	採水時に毎回	採水時に毎回	採水時に毎回
	4	採取水深	〃	〃	〃
	5	流速	〃	—	—
	6	流量	〃	—	—
	7	気温	〃	採水時に毎回	採水時に毎回
	8	水温	〃	〃	〃
	9	色相	〃	〃	〃
	10	透視度	〃	—	—
	11	透明度	—	採水時に毎回	採水時に毎回
	12	臭気	採水時に毎回	〃	〃
	13	外観	〃	〃	〃
健康項目	1	カドミウム	年12日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	年6日(1日1回2層混合)
	2	全シアン	〃	〃	〃
	3	鉛	〃	〃	〃
	4	六価クロム	〃	〃	〃
	5	砒素	〃	〃	〃
	6	総水銀	〃	年12日(1日1回2層混合)	〃
	7	アルキル水銀※1	—※1	—※1	—※1
	8	P C B	環境基準点のみ年2日(1日1回)	主要点のみ年2日(1日1回2層混合)	年2日(1日1回2層混合)
	9	ジクロロメタン	年2日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	〃
	10	四塩化炭素	年12日(1日1回)	年12日(1日1回2層混合)	〃
	11	1,2-ジクロロエタン	年2日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	〃
	12	1,1-ジクロロエチレン	〃	〃	〃
	13	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	〃	〃
	14	1,1,1-トリクロロエタン	年12日(1日1回)	年12日(1日1回2層混合)	〃
	15	1,1,2-トリクロロエタン	年2日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	〃
	16	トリクロロエチレン	年12日(1日2回)	年12日(1日1回2層混合)	年4日(1日1回2層混合)
	17	テトラクロロエチレン	〃	〃	〃
	18	1,3-ジクロロプロペン	年2日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	年2日(1日1回2層混合)
	19	チウラム	〃	〃	〃
	20	シマジン	〃	〃	〃
	21	チオベンカルブ	〃	〃	〃
	22	ベンゼン	〃	〃	〃
	23	セレン	〃	〃	〃
	24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	年12日(1日1回)	年12日(1日1回2層)	年12日(1日1回2層)

項目区分	項目番号	項目	測定頻度		
			河川	湖沼	海域
	25	ふっ素※2	年6日(1日1回)	年2日(1日1回2層混合)	—
	26	ほう素※2	〃	〃	—
	27	1,4-ジオキサン	環境基準点のみ年2日(1日1回)	環境基準点のみ年2日(1日1回2層混合)	環境基準点のみ年2日(1日1回2層混合)
生活環境項目	1	pH	年12日(1日4回)	年12日(1日1回2層)	年12日(1日1回2層)
	2	BOD	〃	〃	—
	3	COD	〃	〃	年12日(1日1回2層)
	4	SS	〃	〃	—
	5	DO	〃	〃	年12日(1日1回2層)
	6	大腸菌群数	年12日(1日1回)	年12日(1日1回上層)	年12日(1日1回上層)
	7	n-ヘキサン抽出物質	年2日(1日2回)	主要点のみ年12日(1日1回上層)	〃
	8	全窒素	年12日(1日2回)	年12日(1日1回2層)	年12日(1日1回2層)
	9	全燐	〃	〃	〃
	10	全亜鉛	年12日(1日1回)	〃	〃
	11	ノニルフェノール	〃	〃	〃
	12	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	〃	〃	〃
特殊項目	1	フェノール類	年6日(1日1回)	主要点のみ年2日(1日1回2層混合)	年2日(1日1回2層混合)
	2	銅	〃	〃	〃
	3	溶解性鉄	〃	〃	〃
	4	溶解性マンガン	〃	〃	〃
	5	クロム	環境基準点のみ年2日(1日1回)	〃	—
	6	EPN	〃	〃	年2日(1日1回2層混合)
	7	ニッケル	年2日(1日1回)	〃	〃
その他の項目	1	アンモニア性窒素	年12日(1日1回)	年12日(1日1回2層)	年12日(1日1回2層)
	2	燐酸態燐	〃	〃	〃
	3	電気伝導率	年12日(1日4回)	〃	—
	4	塩化物イオン	年12日(1日2回)	〃	—
	5	塩分	—	—	年12日(1日1回2層)
	6	陰イオン界面活性剤	年6日(1日1回)	年2日(1日1回上層)	年6日(1日1回上層)
	7	クロロフィルa	—	年12日(1日1回上層)	年12日(1日1回上層)
	8	トリハロメタン生成能	特定点のみ年4日(1日1回)	特定点のみ年2日(1日1回2層混合)	—

- 注 1 各測定機関は、汚濁源の状況や環境基準の達成状況及び知見の集積状況に応じ、適宜測定項目及び頻度の効率化を行うことができる。
- 2 「年12日」とは、毎月測定することを示す。  
「年6日」とは、隔月で測定することを示す。  
「年2日」とは、半年ごとに測定することを示す。
- 3 「1日1回」とは、日中に1回測定することを示す。  
「1日2回」とは、12時間間隔で2回測定することを示す(ただし、潮汐の影響を受ける場合を除く)。  
「1日4回」とは、6時間間隔で4回測定することを示す。

- 4 「－」とは測定しないことを示す。
- 5 主要点とは、湖沼の測定地点のうち、相模湖境川橋及び湖央東部、津久井湖沼本ダム及び湖央部、芦ノ湖湖央部、丹沢湖湖央部及び湖西部をいう。
- 6 特定点とは、水道水源となっている多摩水道橋、田園調布取水堰（上）、寒川取水堰（上）、飯泉取水堰（上）、相模湖湖央東部、津久井湖湖央部、丹沢湖湖央部及び宮ヶ瀬湖ダム中央をいう。
- 7 ※1 アルキル水銀は、総水銀が検出された場合分析を行う。
- 8 ※2 ふっ素及びほう素は汽水域については測定しない。

別表2 測定地点及び測定機関

1 総括表

水域	測定地点数	内 訳	
		環境基準点	その他
河川	89	49	40
湖沼	19	10	9
(相模湖)	(5)	(2)	(3)
(津久井湖)	(4)	(2)	(2)
(芦ノ湖)	(4)	(4)	(0)
(丹沢湖)	(4)	(1)	(3)
(宮ヶ瀬湖)	(2)	(1)	(1)
海域	42	29	13
(東京湾)	(22)	(21)	(1)
(相模湾)	(20)	(8)	(12)
計	150	88	62

注) 測定地点数の内訳は次の通り。

- ・河川においては、「BOD」及び「全亜鉛・ノニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の両方又はいずれかで環境基準点が設定された地点数。
- ・湖沼・海域においては、「COD」、「全窒素及び全燐」及び「全亜鉛・ノニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の全て又はいずれかで環境基準点が設定された地点数。

2 河川

水域	支川	番号	測定地点	BOD		全亜鉛・ノニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		測定機関	
				環境基準点	類型	環境基準点	類型		
多摩川		1	多摩川原橋	○	B	○	生物B	国土交通省	
		2	多摩水道橋					国土交通省	
		3	二子橋(第三京浜)					国土交通省	
		4	田園調布取水堰(上)	○		○		国土交通省	
		5	六郷橋					国土交通省	
		6	大師橋	○		○		国土交通省	
	三沢川	7	一の橋	○	C	○	生物B	川崎市	
	二ヶ領本川	8	堰前橋	○	B	○	生物B	川崎市	
	平瀬川	9	平瀬橋(人道橋)	○	B	○	生物B	川崎市	
鶴見川		10	千代橋		D		生物B	横浜市	
		11	亀の子橋	○				国土交通省	
		12	大綱橋					国土交通省	
		13	末吉橋			C			国土交通省
		14	臨港鶴見川橋	○		○		国土交通省	
	恩田川	15	都橋		D			横浜市	
	大熊川	16	大竹橋		D			国土交通省	
	鳥山川	17	又口橋		D			国土交通省	
	早濑川	18	峰大橋		C			国土交通省	
	矢上川	19	矢上川橋		C			国土交通省	
	麻生川	20	耕地橋		D			川崎市	
	真福寺川	21	水車橋前		D			川崎市	

水 域	支 川	番号	測定地点	BOD		全亜鉛・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩		測定機関	
				環境 基準点	類 型	環境 基準点	類 型		
入江川		22	入江橋	○	B	○	生物B	横浜市	
帷子川		23	水道橋	○	B	○	生物B	横浜市	
大岡川		24	清水橋	○	B	○	生物B	横浜市	
宮川		25	瀬戸橋	○	B	○	生物B	横浜市	
侍従川		26	平潟橋	○	B	○	生物B	横浜市	
鷹取川		27	追浜橋	○	B	○	生物B	横須賀市	
平作川		28	夫婦橋	○	B	○	生物B	横須賀市	
松越川		29	竹川合流後	○	C	○	生物B	横須賀市	
下山川		30	下山橋	○	C	○	生物B	神奈川県	
森戸川(葉山町)		31	森戸橋	○	C	○	生物B	神奈川県	
田越川		32	渚橋	○	B	○	生物B	神奈川県	
滑川		33	滑川橋	○	B	○	生物B	神奈川県	
神戸川		34	神戸橋	○	B	○	生物B	神奈川県	
境川		35	常矢橋		D		生物B	相模原市	
		36	鶴間橋					大和市	
		37	新道大橋					大和市	
		38	高鎌橋					横浜市	
		39	大道橋	○				藤沢市	
		40	境川橋	○				藤沢市	
	柏尾川 (いたち川)	41	吉倉橋		C			横浜市	
		42	鷹匠橋					横浜市	
		43	川名橋					藤沢市	
		44	いたち川橋					横浜市	
引地川		45	福田橋		C		生物B	大和市	
		46	下土棚大橋					藤沢市	
		47	石川橋					藤沢市	
		48	富士見橋	○				藤沢市	
相模川		49	小倉橋		A	○	生物A	相模原市	
		50	昭和橋					生物B	厚木市
		51	相模大橋						神奈川県
		52	寒川取水堰(上)	○		○			神奈川県
		53	馬入橋	○		B		○	国土交通省
	秋山川	54	道志第1発電所上流	○	A	○	生物A	相模原市	
	道志川	55	両国橋		A		生物A	相模原市	
		56	弁天橋	○		○		相模原市	
	串川	57	河原橋	○	A	○	生物A	相模原市	
	鳩川	58	馬船橋	○	A	○	生物B	神奈川県	
	中津川	59	第一鮎津橋	○	A	○	生物A	厚木市	
	小鮎川	60	第二鮎津橋	○	A	○	生物B	厚木市	
	玉川	61	相川水位観測所	○	A	○	生物B	厚木市	
	永池川	62	新竹沢橋	○	A	○	生物B	神奈川県	
	目久尻川	63	河原橋	○	B	○	生物B	神奈川県	
	小出川	64	宮の下橋	○	B	○	生物B	茅ヶ崎市	

水域	支川	番号	測定地点	BOD		全亜鉛・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩		測定機関
				環境 基準点	類型	環境 基準点	類型	
金目川		65	小田急鉄橋	○	A		生物B	神奈川県
		66	花水橋	○	C	○		神奈川県
	鈴川	67	下之宮橋					平塚市
	渋田川	68	立堀橋			平塚市		
葛川		69	吉田橋	○	C	○	生物B	神奈川県
中村川		70	押切橋	○	C	○	生物B	神奈川県
森戸川 (小田原市)		71	万石橋		C		生物B	小田原市
		72	親木橋	○		○		小田原市
酒匂川		73	県境		A		生物A	神奈川県
		74	峰下橋					神奈川県
		75	十文字橋			○		神奈川県
		76	報徳橋				生物B	小田原市
		77	飯泉取水堰(上)	○		小田原市		
		78	酒匂橋	○	B	○		小田原市
	玄倉川	79	玄倉水位観測所		A		生物A	神奈川県
	河内川	80	湖流入前					神奈川県
	落合発電所放流水	81	落合発電所					神奈川県
	世附川	82	湖流入前				神奈川県	
	川音川	83	文久橋				生物B	神奈川県
	狩川	84	狩川橋			小田原市		
山王川		85	山王橋	○	B	○	生物B	小田原市
早川		86	函嶺もみじ橋		A		生物A	神奈川県
		87	早川橋	○		○		小田原市
新崎川		88	吉浜橋	○	A	○	生物A	神奈川県
千歳川		89	千歳橋	○	A	○	生物A	神奈川県



### 3 湖 沼

#### (1) 相模湖

番号	測定地点	位 置	COD		全窒素及び全燐		全亜鉛・ノニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		測定機関
			環境基準点	類 型	環境基準点	類 型	環境基準点	類 型	
90	境川橋	—					○		相模原市
91	日連大橋	—							相模原市
92	湖央西部	勝瀬橋の右岸とホテル相模湖ロイヤル館を結んだ線上の、ホテル直下の岸から0.25kmの地点		湖沼A		湖沼II		河川生物A	相模原市
93	湖央東部	遊覧船さん橋延長0.25kmの地点	○		○				相模原市
94	相模湖大橋	—							相模原市

#### (2) 津久井湖

番号	測定地点	位 置	COD		全窒素及び全燐		全亜鉛・ノニルフェノール・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		測定機関
			環境基準点	類 型	環境基準点	類 型	環境基準点	類 型	
95	沼本ダム	—					○		相模原市
96	名手橋	—							相模原市
97	湖 央 部	放水塔と串川注水口を結んだ線の串川注水口側から0.29kmの地点	○	湖沼A	○	湖沼II		河川生物A	相模原市
98	道志橋	—							相模原市

#### (3) 芦ノ湖

番号	測定地点	位 置	COD		測定機関
			環境基準点	類 型	
99	湖北中央部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から0.6kmの地点	○		湖沼AA 神奈川県
100	湖 央 部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から3.4kmの地点	○		
101	湖 西 部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から5.2kmの地点	○		
102	湖 東 部	弁天の鼻と沓石を結んだ線の弁天の鼻側から0.6kmの地点	○		

#### (4) 丹沢湖

番号	測定地点	位 置	COD		測定機関
			環境基準点	類 型	
103	湖 央 部	城山突端と田ノ入発電所取水口を結んだ線の中央	○		湖沼A 神奈川県
104	大仏大橋	—			
105	湖 東 部	サカイ沢橋右岸と棚上橋左岸を結んだ線の中央			
106	湖 西 部	梯子沢橋左岸と方の口沢橋左岸を結んだ線の中央			

#### (5) 宮ヶ瀬湖

番号	測定地点	位 置	COD		測定機関
			環境基準点	類 型	
107	ダムサイト	猿とび橋直上流網場の基礎を結んだ線の中央	○		国土交通省
108	ダム中央	落合ITVポールと鷲ヶ沢上流半島頂上を結んだ線の中央		湖沼A	国土交通省

4 海 域

(1) 東京湾

番号	測定地点	緯 度 経 度	COD			全窒素及び全燐			全亜鉛・ノニルフェノール ・直鎖アルキルベンゼンスル ホン酸及びその塩			測定機関		
			環境 基準点	水 域	類型	環境 基準点	水 域	類型	環境 基準点	水 域	類型			
109	京浜運河千鳥町	N35° 30'16" E139° 45'12"	○	東京湾 (6)	C		東京湾 (ロ)	IV		東京湾 (全域) <sup>注)</sup>	海域 生物A	川 崎 市		
110	東扇島防波堤西	N35° 28'45" E139° 44'45"	○											川 崎 市
111	京浜運河扇町	N35° 29'31" E139° 43'16"	○											川 崎 市
112	鶴見川河口先	N35° 28'34" E139° 41'07"	○											横 浜 市
113	横浜港内	N35° 27'37" E139° 38'49"	○											横 浜 市
114	磯子沖	N35° 23'40" E139° 38'52"	○	東京湾 (7)	C							横 浜 市		
115	夏島沖	N35° 18'24" E139° 38'48"	○	東京湾 (8)	C	○	東京湾 (ハ)	IV	○			横 須 賀 市		
116	浮島沖	N35° 30'16" E139° 48'30"	○	東京湾 (9)	B		東京湾 (ロ)	IV				川 崎 市		
117	平潟湾内	N35° 19'47" E139° 37'36"	○	東京湾 (10)	B		東京湾 (ニ)	III				横 浜 市		
118	東扇島沖	N35° 29'02" E139° 47'44"	○	東京湾 (12)	B	○	東京湾 (ロ)	IV	○	東京湾 (全域) <sup>注)</sup>	海域 生物A	川 崎 市		
119	扇島沖	N35° 27'39" E139° 44'53"	○			○						○	川 崎 市	
120	本牧沖	N35° 25'09" E139° 41'42"	○			○						○	横 浜 市	
121	富岡沖	N35° 22'12" E139° 40'24"	○			○						○	横 浜 市	
122	平潟湾沖	N35° 20'18" E139° 39'30"							東京湾 (ニ)			III		
123	大津湾	N35° 16'44" E139° 42'00"	○	東京湾 (13)	B			III	○	東京湾 (ニ)	海域 生物特A	横 須 賀 市		
124	浦賀港内	N35° 14'16" E139° 43'28"	○	東京湾 (14)	B		東京湾 (ホ)	II				横 須 賀 市		
125	久里浜港内	N35° 13'25" E139° 43'08"	○	東京湾 (15)	B							横 須 賀 市		
126	中の瀬北	N35° 25'16" E139° 44'44"	○	東京湾 (16)	A	○	東京湾 (ニ)	III	○	東京湾 (全域) <sup>注)</sup>	海域 生物A	神 奈 川 県		
127	中の瀬南	N35° 21'02" E139° 43'18"	○			○						○	神 奈 川 県	
128	第三海堡東	N35° 17'08" E139° 45'28"	○	東京湾 (17)	A	○	東京湾 (ホ)	II	○			神 奈 川 県		
129	浦賀沖	N35° 13'40" E139° 45'48"	○			○				○	神 奈 川 県			
130	劔崎沖	N35° 08'22" E139° 45'28"				○				○	神 奈 川 県			

注 全亜鉛、ニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の水域類型に係る東京湾(イ)、東京湾(ロ)、東京湾(ハ)、東京湾(ニ)、東京湾(ホ)及び東京湾(ヘ)に係る部分を除く東京湾全域。

## (2) 相模湾

番号	測定地点	緯 度	経 度	COD			測定機関
				環境 基準点	水 域	類 型	
131	江の島西	N35° 18'06"	E139° 28'21"		相模湾(1)	A	藤 沢 市
132	辻堂沖	N35° 18'24"	E139° 26'52"	○			藤 沢 市
133	城ヶ島沖	N35° 07'00"	E139° 37'36"	○	相模湾(2)	A	神 奈 川 県
134	城ヶ島西	N35° 08'02"	E139° 35'48"				神 奈 川 県
135	小網代湾	N35° 10'12"	E139° 35'48"	○			神 奈 川 県
136	小田和湾	N35° 12'57"	E139° 36'23"				横 須 賀 市
137	葉山沖	N35° 15'30"	E139° 33'36"				神 奈 川 県
138	由比ヶ浜沖	N35° 17'12"	E139° 32'36"	○			神 奈 川 県
139	七里ヶ浜沖	N35° 17'36"	E139° 30'12"				神 奈 川 県
140	茅ヶ崎沖	N35° 18'06"	E139° 23'49"				茅 ヶ 崎 市
141	平塚沖	N35° 18'24"	E139° 21'01"				平 塚 市
142	大磯沖	N35° 17'36"	E139° 17'13"	○			神 奈 川 県
143	湾央東	N35° 14'48"	E139° 28'21"				神 奈 川 県
144	湾央	N35° 14'48"	E139° 22'25"	○			神 奈 川 県
145	湾央西	N35° 14'48"	E139° 16'25"				神 奈 川 県
146	国府津沖	N35° 16'20"	E139° 13'33"				小 田 原 市
147	小田原沖	N35° 14'48"	E139° 11'13"				小 田 原 市
148	根府川沖	N35° 12'36"	E139° 09'37"	○	小 田 原 市		
149	真鶴沖	N35° 09'43"	E139° 09'37"		神 奈 川 県		
150	吉浜沖	N35° 08'38"	E139° 07'45"	○	神 奈 川 県		

別表3 測定方法及び数値の取扱い方法

## 1 健康項目

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値
カドミウム	JIS K 0102 55.2 電気加熱原子吸光法	0.0003	0.003 mg/L 以下
	〃 55.3 ICP 発光分光分析法		
	〃 55.4 ICP 質量分析法		
全 シ ア ン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2 吸光光度法	0.1	検出されないこと
	〃 38.1.2 及び 38.3 吸光光度法		
	〃 38.1.2 及び 38.5 流れ分析法		
鉛	JIS K 0102 54.1 フレーム原子吸光法	0.005	0.01 mg/L 以下
	〃 54.2 電気加熱原子吸光法		
	〃 54.3 ICP 発光分光分析法		
	〃 54.4 ICP 質量分析法		
六 価 ク ロ ム	JIS K 0102 65.2.1 ジフェニルカルバジド吸光光度法	0.02	0.05 mg/L 以下
	〃 65.2.3 電気加熱原子吸光法		
	〃 65.2.4 ICP 発光分光分析法		
	〃 65.2.5 ICP 質量分析法		
	〃 65.2.6 流れ分析法 (汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)		
砒 素	JIS K 0102 61.2 水素化物発生原子吸光法	0.005	0.01 mg/L 以下
	〃 61.3 水素化物発生 ICP 発光分光分析法		
	〃 61.4 ICP 質量分析法		
総 水 銀	環境基準告示 付表1 還元気化原子吸光光度法	0.0005	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	環境基準告示 付表2 GC法(ECD)	0.0005	検出されないこと
P C B	環境基準告示 付表3 GC法(ECD)	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.02 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
四 塩 化 炭 素	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.002 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.004 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.1 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.04 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	1 mg/L 以下
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		

項 目	測 定 方 法		報告下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値
1,1,2-トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1	ページ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.006 mg/L 以下
	〃 5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1	ページ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01 mg/L 以下
	〃 5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1	ページ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01 mg/L 以下
	〃 5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1	ページ・トラップ GC-MS 法	0.0004	0.002 mg/L 以下
	〃 5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
チ ウ ラ ム	環境基準告示	付表4 高速液体クロマトグラフ法	0.0006	0.006 mg/L 以下
シ マ ジ ン	環境基準告示	付表5の第1 GC-MS 法	0.0003	0.003 mg/L 以下
	〃	付表5の第2 GC 法 (FTD)		
チオベンカルブ	環境基準告示	付表5の第1 GC-MS 法	0.002	0.02 mg/L 以下
	〃	付表5の第2 GC 法 (ECD) (FTD)		
ベ ン ゼ ン	JIS K 0125 5.1	ページ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01 mg/L 以下
	〃 5.2.1	ヘッドスペース GC-MS 法		
	〃 5.2.2	トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
セ レ ン	JIS K 0102 67.2	水素化合物発生原子吸光法	0.002	0.01 mg/L 以下
	〃 67.3	水素化合物発生 ICP 発光分光分析法		
	〃 67.4	ICP 質量分析法		
硝 酸 性 窒 素	淡水	JIS K 0102 43.2.3 銅・カドミウム還元-ナフチル エチレンジアミン吸光光度法	0.05	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下
		〃 43.2.5		
	〃 43.2.6	流れ分析法		
海水	JIS K 0102 43.2.3	銅・カドミウム還元-ナフチル エチレンジアミン吸光光度法	0.05	
	〃 43.2.6	流れ分析法		
亜硝酸性窒素	淡水	JIS K 0102 43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸光光度法	0.05	
		〃 43.1.2		イオンクロマトグラフ法
	〃 43.1.3	流れ分析法		
海水	JIS K 0102 43.1.1	ナフチルエチレンジアミン吸光光度法	0.05	
	〃 43.1.3	流れ分析法		
ふ っ 素	JIS K 0102 34.1	吸光光度法	0.08	0.8 mg/L 以下
	JIS K 0102 34.1 c)	(注(6)第三文を除く。)に定め る方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で 妨害となる物質が共存しない場合にあつては、こ れを省略することができる。)及び環境基準告示		
	付表6	イオンクロマトグラフ法		
	JIS K 0102 34.4	流れ分析法		
ほ う 素	JIS K 0102 47.1	メチレンブルー吸光光度法	0.02	1 mg/L 以下
	〃 47.3	ICP 発光分光分析法		
	〃 47.4	ICP 質量分析法		
1,4-ジオキサン	環境基準告示	付表7の第1 活性炭抽出 GC-MS 法	0.005	0.05 mg/L 以下
	〃	付表7の第2 ページ・トラップ GC-MS 法		
	〃	付表7の第3 ヘッドスペース GC-MS 法		

## 2 生活環境項目

項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)
pH	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法	—
B O D	JIS K 0102 21	0.1
C O D	JIS K 0102 17 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量	0.1
S S	環境基準告示 付表9	1
D O	JIS K 0102 32.1 よう素滴定法	0.1
	〃 32.3 隔膜電極法	
	〃 32.4 光学式センサ法	
大腸菌群数	環境基準告示 別表2備考4 最確数法	—
n-ヘキサン抽出物質	環境基準告示 付表14	0.5
全室素	淡水 JIS K 0102 45.2 紫外線吸光光度法 JIS K 0102 45.4 銅・カドミウムカラム還元法	0.05
	海水 JIS K 0102 45.4 銅・カドミウムカラム還元法	0.02
全燐	JIS K 0102 46.3.1 ペルオキシ二硫酸カリウム分解法	0.003
	〃 46.3.1 備考12 加熱濃縮操作	
全亜鉛	JIS K 0102 53.1 フレーム原子吸光法	0.001
	〃 53.2 電気加熱原子吸光法	
	〃 53.3 ICP 発光分光分析法	
	〃 53.4 ICP 質量分析法	
ノニルフェノール	環境基準告示 付表11 GC-MS 法	0.00006
直鎖アルキルベンゼン系 脂肪酸及びその塩	環境基準告示 付表12 LC/MS/MS 法	0.0006

## 3 特殊項目

項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)
フェノール類	JIS K 0102 28.1.1 及び 28.1.2 吸光光度法	0.005
銅	JIS K 0102 52.2 フレーム原子吸光法	0.01
	〃 52.3 電気加熱原子吸光法	
	〃 52.4 ICP 発光分光分析法	
	〃 52.5 ICP 質量分析法	
溶解性鉄	JIS K 0102 57.2 フレーム原子吸光法	0.02
	〃 57.3 電気加熱原子吸光法	
	〃 57.4 ICP 発光分光分析法	
溶解性マンガン	JIS K 0102 56.2 フレーム原子吸光法	0.01
	〃 56.3 電気加熱原子吸光法	
	〃 56.4 ICP 発光分光分析法	
	〃 56.5 ICP 質量分析法	
クロム	JIS K 0102 65.1.1 ジフェニルカルバジド吸光光度法	0.02
	〃 65.1.3 電気加熱原子吸光法	
	〃 65.1.4 ICP 発光分光分析法	
	〃 65.1.5 ICP 質量分析法	
E P N	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法	0.0006
	〃 付表1の第2 GC 法 (ECD) (FTD) (FPD)	
ニッケル	JIS K 0102 59.3 ICP 発光分光分析法	0.008
	環境庁通知 付表4 ICP 質量分析法	
	〃 付表5 電気加熱原子吸光法	

#### 4 その他項目

項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)
アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.1 及び 42.2 吸光光度法 " 42.1 及び 42.6 流れ分析法	0.04
磷酸態磷	JIS K 0102 46.1.1 吸光光度法 " 46.1.1 備考6 吸光光度法	河川・湖沼 0.005 海域 0.001
電気伝導率	JIS K 0102 13	1 (mS/m)
塩化物イオン	JIS K 0102 35.1 硝酸銀滴定法 " 35.3 イオンクロマトグラフ法	2
塩分	海洋観測指針 5.3 サリノメータ法	—
陰性界面活性剤	JIS K 0102 30.1.1 メチレンブルー吸光光度法 " 30.1.4 流れ分析法	0.03
クロロフィル a	上水試験方法 IV-2-2 5	—
トリハロメタン生成能	環境庁告示第 30 号別表に掲げる方法に準ずる方法	—
(クロロホルム生成能)		0.0001
(ブロモジクロロメタン生成能)		0.0001
(ジブロモクロロメタン生成能)		0.0001
(ブロモホルム生成能)		0.0001

(注 1) 表中の用語は、次による。

○JIS：日本工業規格

○環境基準告示：昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

○環境庁告示第 30 号：平成 7 年 6 月 16 日環境庁告示第 30 号

○環境庁通知：平成 5 年 4 月 28 日環水規第 121 号 (改定 平成 11 年 3 月 12 日付け環水企第 89 号、環水管第 69 号及び環水規第 79 号)

(注 2) 有効数字

- ・有効数字は 2 桁 (ただし、塩分は 4 桁) とし、3 桁目以下又は報告下限値を下回る桁については切り捨てる。ただし、pH については、小数第 2 位を四捨五入し小数点以下 1 桁までとし、DO については、小数第 2 位以下を切り捨て小数点以下 1 桁までとする。

(注 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の報告値

- ・硝酸性窒素と亜硝酸性窒素については、両者の測定値の合計を求めた後に、(注 2) の桁数処理を行う。ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
- ・硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が両方とも報告下限値未満の場合には、報告下限値未満とする。

(注 4) 環境基準値が複数物質の濃度の和とされている項目の報告値

- ・環境基準値が複数物質の濃度の和とされている環境基準項目 (硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く。) については、当該物質それぞれの定量下限値を次のとおり設定する。

項目	定量下限値 (mg/L)
ノニル フェノール	検量線作成時の最低濃度 (原則として $0.01 \mu\text{g/mL}$ 。ただし、検出が困難な異性体については $0.01 \sim 0.06 \mu\text{g/mL}$ の範囲で設定する。) に FID から求めた異性体組成比と濃縮倍率の逆数を乗じ、有効数字 2 桁で切り上げた値
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩	0.00002

- ・報告値については、まず、当該物質それぞれの測定値の合計を求めた後に、(注 2) の桁数処理を行う。ただし、当該物質の測定値のいずれかが前項で定める定量下限値未満の場合は、その定量下限値未満に代えて定量下限値の数値を測定値として扱う。

## 2 平成30年度地下水質測定計画（抜粋）

### 1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、神奈川県内の地下水質の測定について必要な事項を定めるものである。

### 2 実施期間

平成30年4月から平成31年3月までとする。

### 3 調査の種類

調査の種類は、次のとおりとする。

#### (1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するため実施する水質調査とし、次の方式により調査を実施する。

##### ア 定点調査

定点において長期的な観点から水質の経年的変化を調査する。

##### イ メッシュ調査

県内を2kmメッシュに分割し、メッシュ内に存在する井戸を原則1つ選定し、その井戸の水質について調査する。

なお、有害物質を使用した履歴がある工場・事業場等の立地状況や、地下水の利用の状況等を勘案した上で、さらに新たな地下水汚染を発見するために重点的な調査を必要とする場合は、重点メッシュとし、同一メッシュ内で複数地点を調査する。

#### (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに、汚染原因の究明に資するために調査する。

#### (3) 継続監視調査

汚染地域について継続的に監視を行うために調査する。

なお、継続監視調査は、汚染が改善されたことが確認された時点で終了とする。

### 4 測定項目

原則として次に掲げるとおりとする。

調査の種類	測定項目	
概況調査	環境基準項目	(1) カドミウム (2)全シアン (3)鉛 (4)六価クロム (5)砒素 (6)総水銀 (7)アルキル水銀(*) (8)PCB (9)ジクロロメタン (10)四塩化炭素 (11)クロロエチレン (12)1,2-ジクロロエタン (13)1,1-ジクロロエチレン (14)1,2-ジクロロエチレン (15)1,1,1-トリクロロエタン (16)1,1,2-トリクロロエタン (17)トリクロロエチレン (18)テトラクロロエチレン (19)1,3-ジクロロプロペン (20)チウラム (21)シマジン (22)チオベンカルブ (23)ベンゼン (24)セレン (25)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (26)ふっ素 (27)ほう素 (28)1,4-ジオキサン *アルキル水銀については、総水銀が検出されたときのみ測定する。
	一般項目	(29)電気伝導率 (30)pH (31)水温 (32)臭気 (33)外観
汚染井戸周辺地区調査	汚染範囲を確認するために必要な項目	
継続監視調査	基準超過項目、超過のおそれのある項目及び一般項目	



- 5 測定頻度  
概況調査及び継続監視調査は、原則として年1回、10月に実施とする。
- 6 測定地点及び測定機関  
別表1に掲げるとおりとする。
- 7 測定方法等  
測定方法及び測定結果の数値の取扱いは、別表2に掲げる方法による。
- 8 測定結果の報告  
測定機関は、測定結果を地下水質測定結果報告書（別に定める様式）により神奈川県知事に報告する。
- 9 測定結果の公表  
地下水質測定計画に基づき各測定機関が行った測定結果の公表は、各測定機関が個別に行うほか、神奈川県知事が取りまとめて行う。
- 10 その他  
この計画に定めない事項については、各測定機関が協議して定めるものとする。

別表1 測定地点及び測定機関

1 総括表

調査区分	概況調査			継続監視調査	合計
	定点調査	メッシュ調査	計		
地点数	97	106	203	136	339

内 訳

(1) 深度区分

	浅井戸	深井戸	不明	計
定点調査	69	28	0	97
メッシュ調査	70	18	18	106
継続監視調査	114	20	2	136
総 計	253	66	20	339

- (注) ・「浅井戸」…不圧帯水層から取水する井戸。一般的に水質は地上の条件に影響されやすい。  
 ・「深井戸」…被圧帯水層から取水する井戸。一般的に水質は地上の条件に影響されにくい。  
 (不圧帯水層か被圧帯水層か不明の場合は、井戸深度が30mを目途に分類)

(2) 用途区分

	一般 飲用	生活 用水	工業 用水	農業 用水	営業 用水	飲用 原料	池用水	水道 水源	その他	不明	計
定点調査	20	44	12	2	5	0	3	0	11	0	97
メッシュ調査	12	66	2	1	3	0	0	0	6	16	106
継続監視調査	4	95	8	7	7	0	3	0	12	0	136
総 計	36	205	22	10	15	0	6	0	29	16	339

- (注) ・「一般飲用」…主に一般家庭で飲用として用いられているもの。(量の大小は問わない)  
 ・「生活用水」…主に一般家庭で洗濯、風呂、洗車、水まき等に用いられているもの。  
 ・「営業用水」…銭湯等に用いられているもの。  
 ・「飲用原料」…飲料水を製造する原料として用いられているもの。  
 ・「その他」…その他の利用用途のもの。(現在使用していないものを含む)

## 2 概況調査

## (1) 定点調査

調査 番号	測定地点	井戸の諸元		測定機関
		浅・深井戸の別	用途	
1	横浜市都筑区折本町	浅井戸	生活用水	横浜市
2	横浜市緑区いぶき野	浅井戸	生活用水	横浜市
3	横浜市保土ヶ谷区東川島町	浅井戸	生活用水	横浜市
4	横浜市中区本牧元町	浅井戸	生活用水	横浜市
5	横浜市港南区上大岡東	浅井戸	生活用水	横浜市
6	横浜市泉区下飯田町	浅井戸	生活用水	横浜市
7	川崎市麻生区黒川	深井戸	農業用水	川崎市
8	川崎市麻生区上麻生	浅井戸	生活用水	川崎市
9	川崎市麻生区高石	浅井戸	生活用水	川崎市
10	川崎市麻生区下麻生	浅井戸	生活用水	川崎市
11	川崎市宮前区菅生	深井戸	営業用水	川崎市
12	川崎市宮前区馬絹	浅井戸	生活用水	川崎市
13	川崎市中原区下小田中	浅井戸	生活用水	川崎市
14	川崎市幸区南加瀬	浅井戸	生活用水	川崎市
15	川崎市川崎区大島	浅井戸	営業用水	川崎市
16	横須賀市小原台	浅井戸	生活用水	横須賀市
17	横須賀市秋谷	浅井戸	生活用水	横須賀市
18	藤沢市辻堂新町	深井戸	その他	藤沢市
19	藤沢市辻堂	浅井戸	生活用水	藤沢市
20	藤沢市鶴沼石上	浅井戸	生活用水	藤沢市
21	藤沢市片瀬	深井戸	工業用水	藤沢市
22	藤沢市長後	浅井戸	生活用水	藤沢市
23	藤沢市打戻	浅井戸	生活用水	藤沢市
24	藤沢市天神町	深井戸	その他	藤沢市
25	藤沢市本藤沢	浅井戸	その他	藤沢市
26	相模原市南区相武台	深井戸	営業用水	相模原市
27	相模原市中央区田名塩田	浅井戸	その他	相模原市
28	相模原市中央区千代田	深井戸	営業用水	相模原市
29	相模原市南区磯部	浅井戸	生活用水	相模原市
30	相模原市南区文京	深井戸	一般飲用	相模原市
31	相模原市緑区西橋本	深井戸	工業用水	相模原市
32	相模原市緑区広田	深井戸	工業用水	相模原市
33	相模原市緑区中野	深井戸	一般飲用	相模原市
34	相模原市緑区若柳	浅井戸	一般飲用	相模原市
35	相模原市緑区吉野	浅井戸	一般飲用	相模原市
36	小田原市早川	浅井戸	一般飲用	小田原市
37	小田原市下大井	深井戸	一般飲用	小田原市
38	小田原市成田	深井戸	一般飲用	小田原市
39	小田原市酒匂	浅井戸	一般飲用	小田原市
40	大和市深見	浅井戸	生活用水	大和市
41	大和市上草柳	深井戸	池用水	大和市
42	大和市上草柳	浅井戸	生活用水	大和市
43	大和市草柳	深井戸	一般飲用	大和市
44	平塚市北金目	深井戸	生活用水	平塚市
45	平塚市南金目	浅井戸	生活用水	平塚市
46	平塚市片岡	浅井戸	その他	平塚市
47	平塚市土屋	浅井戸	生活用水	平塚市
48	平塚市新町	浅井戸	工業用水	平塚市
49	平塚市新町	深井戸	工業用水	平塚市
50	平塚市久領堤	深井戸	工業用水	平塚市
51	平塚市札幌町	浅井戸	生活用水	平塚市
52	厚木市金田	深井戸	工業用水	厚木市
53	厚木市戸室	浅井戸	池用水	厚木市
54	厚木市小野	浅井戸	生活用水	厚木市
55	厚木市戸田	浅井戸	生活用水	厚木市
56	厚木市戸田	深井戸	農業用水	厚木市
57	厚木市金田	浅井戸	生活用水	厚木市
58	茅ヶ崎市堤	浅井戸	生活用水	茅ヶ崎市
59	茅ヶ崎市甘沼	深井戸	一般飲用	茅ヶ崎市
60	茅ヶ崎市本村	深井戸	生活用水	茅ヶ崎市

調査 番号	測定地点	井戸の諸元		測定機関
		浅・深井戸の別	用途	
61	鎌倉市小町	浅井戸	その他	神奈川県
62	逗子市逗子	浅井戸	生活用水	神奈川県
63	三浦市三崎町六合	浅井戸	生活用水	神奈川県
64	秦野市菩提	浅井戸	生活用水	神奈川県
65	秦野市堀西	浅井戸	生活用水	神奈川県
66	秦野市末広町	浅井戸	生活用水	神奈川県
67	秦野市鶴巻南	浅井戸	その他	神奈川県
68	秦野市下大槻	浅井戸	その他	神奈川県
69	伊勢原市下糟屋	浅井戸	一般飲用	神奈川県
70	伊勢原市鈴川	浅井戸	その他	神奈川県
71	伊勢原市神戸	深井戸	工業用水	神奈川県
72	海老名市下今泉	浅井戸	一般飲用	神奈川県
73	海老名市大谷北	浅井戸	一般飲用	神奈川県
74	海老名市大谷北	深井戸	一般飲用	神奈川県
75	座間市緑ヶ丘	浅井戸	営業用水	神奈川県
76	座間市栗原	浅井戸	一般飲用	神奈川県
77	座間市ひばりが丘	深井戸	工業用水	神奈川県
78	南足柄市関本	浅井戸	一般飲用	神奈川県
79	綾瀬市小園	浅井戸	生活用水	神奈川県
80	綾瀬市深谷中	浅井戸	その他	神奈川県
81	葉山町一色	浅井戸	生活用水	神奈川県
82	寒川町小動	浅井戸	生活用水	神奈川県
83	寒川町一之宮	浅井戸	生活用水	神奈川県
84	大磯町大磯	浅井戸	一般飲用	神奈川県
85	二宮町二宮	浅井戸	その他	神奈川県
86	中井町井ノ口	深井戸	一般飲用	神奈川県
87	中井町比奈窪	深井戸	池用水	神奈川県
88	大井町西大井	浅井戸	生活用水	神奈川県
89	松田町松田庶子	浅井戸	生活用水	神奈川県
90	山北町山北	浅井戸	工業用水	神奈川県
91	開成町吉田島	浅井戸	一般飲用	神奈川県
92	箱根町湯本	浅井戸	生活用水	神奈川県
93	真鶴町真鶴	浅井戸	生活用水	神奈川県
94	湯河原町宮下	浅井戸	生活用水	神奈川県
95	愛川町田代	浅井戸	工業用水	神奈川県
96	愛川町中津	深井戸	工業用水	神奈川県
97	清川村煤ヶ谷	浅井戸	一般飲用	神奈川県

## (2) メッシュ調査

調査メッシュ番号	測定地点	井戸の諸元		測定機関
		浅・深井戸の別	用途	
2493	横浜市青葉区荏子田	浅井戸	生活用水	横浜市
2485	横浜市青葉区新石川	浅井戸	生活用水	横浜市
2378	横浜市青葉区奈良町	浅井戸	生活用水	横浜市
2470	横浜市青葉区鴨志田町	浅井戸	生活用水	横浜市
2472	横浜市青葉区大場町	浅井戸	生活用水	横浜市
2464	横浜市都筑区荏田南町	浅井戸	生活用水	横浜市
2467	横浜市都筑区南山田町	浅井戸	生活用水	横浜市
2478	横浜市都筑区東山田町	浅井戸	生活用水	横浜市
2561	横浜市港北区日吉本町	浅井戸	生活用水	横浜市
2448	横浜市港北区新吉田町	浅井戸	生活用水	横浜市
2551	横浜市港北区箕輪町	浅井戸	生活用水	横浜市
1443	横浜市旭区南本宿町	浅井戸	生活用水	横浜市
1444	横浜市保土ヶ谷区今井町	浅井戸	生活用水	横浜市
1457	横浜市保土ヶ谷区峰岡町	浅井戸	生活用水	横浜市
1458	横浜市西区南軽井沢	浅井戸	生活用水	横浜市
1339	横浜市瀬谷区阿久和西	浅井戸	生活用水	横浜市
1430	横浜市瀬谷区阿久和南	浅井戸	生活用水	横浜市
1423	横浜市戸塚区名瀬町	浅井戸	生活用水	横浜市
1424	横浜市戸塚区品濃町	浅井戸	生活用水	横浜市
1437	横浜市保土ヶ谷区霞台	浅井戸	生活用水	横浜市
1429	横浜市南区三春台	浅井戸	生活用水	横浜市
1521	横浜市中区元町	浅井戸	生活用水	横浜市
1522	横浜市中区上野町	浅井戸	生活用水	横浜市
2536	川崎市川崎区宮本町	浅井戸	生活用水	川崎市
2562	川崎市幸区北加瀬	浅井戸	生活用水	川崎市
3503	川崎市中原区上丸子天神町	浅井戸	生活用水	川崎市
3418	川崎市高津区下作延	浅井戸	一般飲用	川崎市
3414	川崎市宮前区菅生	浅井戸	一般飲用	川崎市
3445	川崎市多摩区宿河原	浅井戸	農業用水	川崎市
3440	川崎市麻生区細山	浅井戸	生活用水	川崎市
3410	川崎市麻生区上麻生	浅井戸	一般飲用	川崎市
3347	川崎市麻生区黒川	浅井戸	生活用水	川崎市
7479	横須賀市鷹取	浅井戸	生活用水	横須賀市
7523	横須賀市不入斗町	浅井戸	生活用水	横須賀市
7524	横須賀市富士見町	浅井戸	生活用水	横須賀市
7531	横須賀市西逸見町	浅井戸	生活用水	横須賀市
7540	横須賀市田浦大作町	浅井戸	生活用水	横須賀市
7560	横須賀市浦郷町	浅井戸	生活用水	横須賀市
7580	横須賀市追浜本町	浅井戸	生活用水	横須賀市
0328	藤沢市大鋸	深井戸	その他	藤沢市
0309	藤沢市藤沢	浅井戸	その他	藤沢市
7389	藤沢市片瀬	深井戸	その他	藤沢市
7396	藤沢市辻堂東海岸	深井戸	その他	藤沢市
2276	相模原市中央区田名	深井戸	営業用水	相模原市
2324	相模原市南区東林間	深井戸	一般飲用	相模原市
2331	相模原市南区麻溝台	深井戸	一般飲用	相模原市
2371	相模原市中央区高根	深井戸	生活用水	相模原市
3206	相模原市緑区橋本台	深井戸	その他	相模原市
3141	相模原市緑区小淵	浅井戸	営業用水	相模原市
3145	相模原市緑区与瀬	浅井戸	その他	相模原市
3213	相模原市緑区谷ヶ原	浅井戸	生活用水	相模原市
2263	相模原市緑区葉山島	深井戸	営業用水	相模原市
2175	相模原市緑区青野原	浅井戸	一般飲用	相模原市
7126	小田原市小八幡	浅井戸	生活用水	小田原市
7147	小田原市前川	浅井戸	生活用水	小田原市
7155	小田原市田島	浅井戸	生活用水	小田原市
7164	小田原市永塚	浅井戸	生活用水	小田原市
2304	大和市中央林間西	深井戸	生活用水	大和市
1375	大和市上草柳	深井戸	工業用水	大和市
0211	平塚市土屋	浅井戸	生活用水	平塚市
0215	平塚市長持	浅井戸	生活用水	平塚市

調査メッシュ番号	測定地点	井戸の諸元		測定機関
		浅・深井戸の別	用途	
0218	平塚市東八幡	浅井戸	生活用水	平塚市
0244	平塚市岡崎	浅井戸	生活用水	平塚市
0259	平塚市田村	浅井戸	生活用水	平塚市
1233	厚木市七沢	浅井戸	生活用水	厚木市
1243	厚木市七沢	浅井戸	生活用水	厚木市
2204	厚木市上荻野	浅井戸	生活用水	厚木市
2205	厚木市上荻野	浅井戸	生活用水	厚木市
2213	厚木市上荻野	浅井戸	生活用水	厚木市
0342	茅ヶ崎市行谷	浅井戸	生活用水	茅ヶ崎市
0322	茅ヶ崎市松風台	浅井戸	生活用水	茅ヶ崎市
0334	茅ヶ崎市堤	浅井戸	生活用水	茅ヶ崎市
0122	秦野市千村	浅井戸	一般飲用	神奈川県
0137	秦野市今泉	深井戸	生活用水	神奈川県
0138	秦野市上大槻	深井戸	一般飲用	神奈川県
0152	秦野市八沢	深井戸	生活用水	神奈川県
0155	秦野市堀川	深井戸	一般飲用	神奈川県
0146	秦野市平沢	浅井戸	一般飲用	神奈川県
0149	秦野市南矢名	浅井戸	一般飲用	神奈川県
0164	秦野市堀山下	不明	不明	神奈川県
0166	秦野市曾屋	深井戸	工業用水	神奈川県
0178	秦野市東田原	不明	生活用水	神奈川県
0185	秦野市横野	不明	生活用水	神奈川県
0187	秦野市西田原	深井戸	一般飲用	神奈川県
0240	秦野市南矢名	浅井戸	生活用水	神奈川県
0221	秦野市下大槻	不明	不明	神奈川県
1311	海老名市今里	不明	不明	神奈川県
1320	海老名市中新田	不明	不明	神奈川県
1341	海老名市中央	不明	不明	神奈川県
0381	海老名市本郷	不明	不明	神奈川県
1363	海老名市東柏ヶ谷	不明	不明	神奈川県
1361	海老名市上今泉	不明	不明	神奈川県
0299	海老名市中野	不明	不明	神奈川県
1313	綾瀬市吉岡	浅井戸	生活用水	神奈川県
1305	綾瀬市落合北	浅井戸	生活用水	神奈川県
1332	綾瀬市小園	浅井戸	生活用水	神奈川県
1325	綾瀬市深谷中	深井戸	生活用水	神奈川県
1343	綾瀬市寺尾西	浅井戸	生活用水	神奈川県
1344	綾瀬市寺尾本町	浅井戸	生活用水	神奈川県
2216	愛川町中津	不明	不明	神奈川県
2223	愛川町角田	不明	不明	神奈川県
2226	愛川町中津	不明	不明	神奈川県
2235	愛川町角田	不明	不明	神奈川県
2251	愛川町半原	不明	不明	神奈川県
2243	愛川町三増	不明	不明	神奈川県
2245	愛川町角田	不明	不明	神奈川県

## (3) 継続監視調査

調査 番号	測定地点	井戸の諸元		測定項目	測定機関
		浅・深井戸の別	用途		
1	横浜市鶴見区上末吉	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
2	横浜市鶴見区東寺尾	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
3	横浜市神奈川区松見町	浅井戸	池用水	(25)	横浜市
4	横浜市神奈川区西寺尾	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
5	横浜市神奈川区六角橋	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
6	横浜市神奈川区六角橋	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
7	横浜市港北区高田町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
8	横浜市港北区高田町	浅井戸	その他	(25)	横浜市
9	横浜市港北区菊名	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
10	横浜市都筑区東方町	浅井戸	生活用水	(3) (25)	横浜市
11	横浜市都筑区大熊町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
12	横浜市都筑区折本町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
13	横浜市青葉区市ケ尾町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
14	横浜市緑区長津田町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
15	横浜市瀬谷区橋戸	浅井戸	生活用水	(13) (14) (15) (17) (18)	横浜市
16	横浜市瀬谷区相沢	深井戸	生活用水	(13) (14) (15) (17) (18)	横浜市
17	横浜市旭区中尾	浅井戸	生活用水	(13) (14) (15) (17) (18)	横浜市
18	横浜市旭区下川井町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
19	横浜市保土ヶ谷区宮田町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
20	横浜市中区本牧元町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
21	横浜南区六ツ川	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
22	横浜市戸塚区平戸町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
23	横浜市戸塚区平戸町	深井戸	農業用水	(25)	横浜市
24	横浜市泉区岡津町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
25	横浜市泉区和泉町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
26	横浜市泉区新橋町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
27	横浜市金沢区寺前	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
28	横浜市旭区今川町	浅井戸	生活用水	(25)	横浜市
29	川崎市宮前区土橋	深井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
30	川崎市幸区東古市場	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
31	川崎市多摩区栗谷	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
32	川崎市宮前区野川	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
33	川崎市多摩区堰	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
34	川崎市高津区末長	深井戸	工業用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
35	川崎市高津区蟹ヶ谷	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
36	川崎市川崎区堤根	浅井戸	その他	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
37	川崎市川崎区浜町	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
38	川崎市宮前区菅生	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
39	川崎市宮前区犬蔵	浅井戸	その他	(25)	川崎市
40	川崎市多摩区堰	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
41	川崎市麻生区細山	浅井戸	その他	(25)	川崎市
42	川崎市宮前区野川	浅井戸	農業用水	(25)	川崎市
43	川崎市高津区久末	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
44	川崎市宮前区初山	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
45	川崎市高津区梶ヶ谷	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18) (28)	川崎市
46	川崎市中原区上小田中	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
47	川崎市高津区末長	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
48	川崎市高津区久末	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18) (25)	川崎市
49	川崎市高津区坂戸	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
50	川崎市高津区二子	浅井戸	農業用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市

調査 番号	測定地点	井戸の諸元		測定項目	測定機関
		浅・深井戸の別	用 途		
51	川崎市高津区二子	浅井戸	農業用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
52	川崎市幸区小向仲野町	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
53	川崎市幸区小向町	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	川崎市
54	川崎市中原区上平間	浅井戸	生活用水	(25)	川崎市
55	横須賀市長井	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
56	横須賀市須軽谷	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
57	横須賀市長沢	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
58	横須賀市長井	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
59	横須賀市津久井	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
60	横須賀市長井	浅井戸	生活用水	(25)	横須賀市
61	横須賀市西浦賀	浅井戸	生活用水	(5)	横須賀市
62	藤沢市石川	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	藤沢市
63	藤沢市本藤沢	浅井戸	生活用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18)	藤沢市
64	藤沢市遠藤	浅井戸	生活用水	(25)	藤沢市
65	藤沢市亀井野	浅井戸	生活用水	(25)	藤沢市
66	相模原市南区上鶴間	浅井戸	営業用水	(10) (15) (17) (18)	相模原市
67	相模原市南区鶴野森	浅井戸	営業用水	(10) (15) (17) (18)	相模原市
68	相模原市中央区東淵野辺	浅井戸	その他	(10) (15) (17) (18)	相模原市
69	相模原市緑区大島	浅井戸	生活用水	(25)	相模原市
70	相模原市中央区田名	浅井戸	工業用水	(25)	相模原市
71	相模原市南区西大沼	浅井戸	一般飲用	(25)	相模原市
72	相模原市緑区日連	浅井戸	生活用水	(25)	相模原市
73	相模原市緑区大島	浅井戸	営業用水	(25)	相模原市
74	小田原市久野	浅井戸	生活用水	(15) (17)	小田原市
75	大和市上和田	浅井戸	生活用水	(25)	大和市
76	大和市深見東	深井戸	工業用水	(4)	大和市
77	平塚市上吉沢	浅井戸	その他	(25)	平塚市
78	平塚市下吉沢	浅井戸	生活用水	(25)	平塚市
79	平塚市代官町	浅井戸	生活用水	(18)	平塚市
80	平塚市四之宮	浅井戸	生活用水	(18)	平塚市
81	平塚市土屋	深井戸	農業用水	(25)	平塚市
82	平塚市吉際	浅井戸	その他	(25)	平塚市
83	平塚市万田	浅井戸	生活用水	(25)	平塚市
84	平塚市千須谷	深井戸	一般飲用	(25)	平塚市
85	平塚市豊田打間木	浅井戸	生活用水	(25)	平塚市
86	平塚市纏	浅井戸	生活用水	(5)	平塚市
87	平塚市大神	浅井戸	生活用水	(25)	平塚市
88	厚木市戸室	深井戸	営業用水	(15) (17) (18)	厚木市
89	厚木市上古沢	浅井戸	池用水	(17)	厚木市
90	厚木市上依知	深井戸	工業用水	(13) (14) (15) (17) (18)	厚木市
91	厚木市旭町	深井戸	生活用水	(14) (17)	厚木市
92	厚木市棚沢	浅井戸	生活用水	(25)	厚木市
93	厚木市飯山	深井戸	生活用水	(27)	厚木市
94	厚木市下川入	浅井戸	生活用水	(17) (18)	厚木市
95	茅ヶ崎市堤	浅井戸	生活用水	(25)	茅ヶ崎市
96	茅ヶ崎市下寺尾	浅井戸	生活用水	(25)	茅ヶ崎市
97	茅ヶ崎市赤羽根	浅井戸	生活用水	(25)	茅ヶ崎市
98	茅ヶ崎市十間坂	浅井戸	生活用水	(13) (14) (17)	茅ヶ崎市
99	茅ヶ崎市本村	浅井戸	生活用水	(13) (14) (17)	茅ヶ崎市
100	茅ヶ崎市円蔵	浅井戸	生活用水	(25)	茅ヶ崎市



調査 番号	測定地点	井戸の諸元		測定項目	測定機関
		浅・深井戸の別	用 途		
101	鎌倉市材木座	浅井戸	生活用水	(5)	神奈川県
102	鎌倉市台	浅井戸	生活用水	(11) (14) (17) (28)	神奈川県
103	鎌倉市大町	浅井戸	生活用水	(5)	神奈川県
104	三浦市南下浦町毘沙門	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
105	三浦市栄町	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
106	三浦市三崎町諸磯	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
107	三浦市南下浦町金田	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
108	三浦市南下浦町金田	浅井戸	池用水	(25)	神奈川県
109	三浦市初声町和田	不明	その他	(25)	神奈川県
110	三浦市南下浦町上宮田	不明	生活用水	(25)	神奈川県
111	秦野市戸川	深井戸	工業用水	(10) (11) (15) (17) (18) (28)	神奈川県
112	秦野市曾屋	深井戸	工業用水	(11) (15) (16) (17) (18) (28)	神奈川県
113	秦野市南矢名	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
114	秦野市今泉	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
115	秦野市堀山下	浅井戸	その他	(25)	神奈川県
116	秦野市上大槻	浅井戸	その他	(25)	神奈川県
117	秦野市鶴巻	浅井戸	その他	(25)	神奈川県
118	伊勢原市沼目	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
119	伊勢原市西富岡	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
120	伊勢原市伊勢原	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
121	海老名市本郷	深井戸	営業用水	(11) (13) (14) (15) (17) (18) (28)	神奈川県
122	海老名市本郷	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
123	海老名市大谷北	浅井戸	一般飲用	(25)	神奈川県
124	座間市広野台	深井戸	営業用水	(11) (17) (18) (28)	神奈川県
125	綾瀬市小園	深井戸	工業用水	(5)	神奈川県
126	綾瀬市早川	浅井戸	その他	(25)	神奈川県
127	綾瀬市早川	深井戸	農業用水	(25)	神奈川県
128	綾瀬市吉岡	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
129	綾瀬市落合南	深井戸	農業用水	(25)	神奈川県
130	綾瀬市吉岡	浅井戸	生活用水	(11) (18) (28)	神奈川県
131	綾瀬市深谷中	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
132	寒川町一之宮	深井戸	工業用水	(11) (14) (17) (18) (28)	神奈川県
133	大磯町国府本郷	浅井戸	一般飲用	(25)	神奈川県
134	大磯町生沢	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
135	中井町井ノ口	浅井戸	生活用水	(25)	神奈川県
136	松田町寄	深井戸	営業用水	(25)	神奈川県

別表 2 測定方法及び数値の取扱い方法

## 1 環境基準項目

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値
カ ド ミ ウ ム	JIS K 0102 55.2 電気加熱原子吸光法	0.0003	0.003 mg/L 以下
	" 55.3 ICP 発光分光分析法		
	" 55.4 ICP 質量分析法		
全 シ ア ン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2 吸光光度法	0.1	検出されないこと
	" 38.1.2 及び 38.3 吸光光度法		
	" 38.1.2 及び 38.5 流れ分析法		
鉛	JIS K 0102 54.1 フルム原子吸光法	0.005	0.01 mg/L 以下
	" 54.2 電気加熱原子吸光法		
	" 54.3 ICP 発光分光分析法		
	" 54.4 ICP 質量分析法		
六 価 ク ロ ム	JIS K 0102 65.2.1 ジフェニルカルバジド 吸光光度法	0.02	0.05 mg/L 以下
	" 65.2.3 電気加熱原子吸光法		
	" 65.2.4 ICP 発光分光分析法		
	" 65.2.5 ICP 質量分析法		
	" 65.2.6 流れ分析法		
砒 素	JIS K 0102 61.2 水素化物発生原子吸光法	0.005	0.01 mg/L 以下
	" 61.3 水素化物発生 ICP 発光分光分析法		
	" 61.4 ICP 質量分析法		
総 水 銀	環境基準告示 付表1 還元気化原子吸光光度法	0.0005	0.0005 mg/L 以下
ア ル キ ル 水 銀	環境基準告示 付表2 GC 法(ECD)	0.0005	検出されないこと
P C B	環境基準告示 付表3 GC 法(ECD)	0.0005	検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.02 mg/L 以下
	" 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	" 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
四 塩 化 炭 素	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.002 mg/L 以下
	" 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	" 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
ク ロ ロ エ チ レ ン	環境庁告示第10号 付表の第1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 付表の第2 ヘッドスペース GC-MS 法	0.0002	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.004 mg/L 以下
	" 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	" 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.1 mg/L 以下
	" 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	" 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
シス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	1, 2-ジクロロエチレン 0.04 mg/L 以下
	" 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	" 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.04 mg/L 以下
	" 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	" 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	1 mg/L 以下
	" 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	" 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 1, 2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.006 mg/L 以下
	" 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	" 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01mg/L 以下
	" 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	" 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002	0.01 mg/L 以下
	" 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	" 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		
1, 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0004	0.002 mg/L 以下
	" 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法		
	" 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法		

項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値
チウラム	環境基準告示 付表4 高速液体クロマトグラフ法	0.0006	0.006 mg/L 以下
シマジン	環境基準告示 付表5の第1 GC-MS法 " 付表5の第2 GC法 (FTD)	0.0003	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	環境基準告示 付表5の第1 GC-MS法 " 付表5の第2 GC法 (FTD) (ECD)	0.002	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS法	0.0002	0.01 mg/L 以下
セレン	JIS K 0102 67.2 水素化合物発生原子吸光法 " 67.3 水素化合物発生 ICP 発光分光分析法 " 67.4 ICP 質量分析法	0.002	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.3 銅・カドミウム還元-ナフチルエレンジアミン吸光光度法 " 43.2.5 イオンクロマトグラフ法 " 43.2.6 流れ分析法	0.05	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素
亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1.1 ナフチルエレンジアミン吸光光度法 " 43.1.2 イオンクロマトグラフ法 " 43.1.3 流れ分析法	0.05	10 mg/L 以下
ふっ素	JIS K 0102 34.1 吸光光度法 " 34.1(c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示 付表6 イオンクロマトグラフ法 JIS K 0102 34.4 流れ分析法	0.08	0.8 mg/L 以下
ほう素	JIS K 0102 47.1 メチレンブルー吸光光度法 " 47.3 ICP 発光分光分析法 " 47.4 ICP 質量分析法	0.02	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	環境基準告示 付表7の第1 活性炭抽出 GC-MS法 " 付表7の第2 パージ・トラップ GC-MS法 " 付表7の第3 ヘッドスペース GC-MS法	0.005	0.05 mg/L 以下

## 2 一般項目

項目	測定方法	報告下限値	(参考) 評価基準値
電気伝導率	JIS K 0102 13	1 mS/m	—
pH	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法	—	5.8 以上 8.6 以下

(注1) 表中の用語は、次による。

○JIS：日本工業規格

○環境基準告示：昭和46年12月28日環境庁告示第59号

○環境庁告示第10号：平成9年3月13日環境庁告示第10号

(注2) 有効数字

ア 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。

イ 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

ウ 環境基準値が2物質の濃度の和とされている項目については、まず、2物質の測定値の合計値を求めた後に、上記のア及びイの桁数処理を行う。ただし、2物質の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(注3) 報告下限値

環境基準値が2物質の濃度の和とされている項目については、当該2物質それぞれの報告下限値を合計して得た値を報告下限値とし、2物質がいずれも、それぞれの報告下限値未満の場合には、報告下限値未満とする。

### 3 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

〔昭和46年12月28日〕  
〔環境庁告示第59号〕

[改正]

昭和49年9月30日 環境庁告示第63号	昭和50年2月3日 環境庁告示第3号
昭和57年3月27日 環境庁告示第41号	昭和57年12月25日 環境庁告示第140号
昭和60年7月15日 環境庁告示第29号	昭和61年1月13日 環境庁告示第1号
平成3年12月27日 環境庁告示第78号	平成5年3月8日 環境庁告示第16号
平成5年8月27日 環境庁告示第65号	平成7年3月30日 環境庁告示第17号
平成10年4月24日 環境庁告示第15号	平成11年2月22日 環境庁告示第14号
平成12年3月29日 環境庁告示第22号	平成15年11月5日 環境省告示第123号
平成20年4月1日 環境省告示第40号	平成21年11月30日 環境省告示第78号
平成23年10月27日 環境省告示第94号	平成24年5月23日 環境省告示第84号
平成24年8月22日 環境省告示第127号	平成25年3月27日 環境省告示第30号
平成26年3月20日 環境省告示第39号	平成26年11月17日 環境省告示第126号
平成28年3月30日 環境省告示第37号	平成31年3月20日 環境省告示第46号

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91条）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

#### 第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

##### 1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

##### 2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

注 平成5年11月19日、公害対策基本法が廃止され、環境基本法が公布、施行されたことに伴い、公害対策基本法第9条第1項の規定により定められている基準は、環境基本法第16条により定められた基準とみなすこととされている（環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条）。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 (規格 65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合には、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本工業規格K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法□

項 目	基 準 値	測 定 方 法
ほ う 素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 8 に掲げる方法
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。</li> <li>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</li> <li>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</li> </ol>		

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級及びC以 下の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びEの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	—	

備考  
1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2) により水域 類型ごとに 指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

備考  
1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—	

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	りん全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

備考  
 1 基準値は、年間平均値とする。  
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	



エ

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
<p>備考</p> <p>1 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。</p>			

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB 以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと。	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	りん 全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指 定する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指 定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	

エ

項目類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

## 4 特殊項目の判定値について

### (1) 判定値についての考え方

フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン及びクロムは、排水基準を定める省令（以下「省令」という。）に定める値の1/10とした。

これは、健康項目の環境基準値の10倍の値を排水基準値として定めた省令に準じたものである。

EPNについては環境庁の定めた要監視項目指針値を用いた。

### (2) 項目別判定値

(単位：mg/L)

項目	フェノール類	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	EPN
判定値	0.5	0.3	1.0	1.0	0.2	0.006

## 5 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

〔平成9年3月13日  
環境庁告示第10号〕

[改正]

平成10年4月24日環境庁告示第23号  
 平成11年2月22日環境庁告示第16号  
 平成20年4月1日環境省告示第41号  
 平成21年11月30日環境省告示第79号  
 平成23年10月27日環境省告示第95号  
 平成24年5月23日環境省告示第85号  
 平成26年3月20日環境省告示第40号  
 平成26年11月17日環境省告示第127号  
 平成28年3月29日環境省告示第31号  
 平成31年3月20日環境省告示第54号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

別表

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法□
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては、規格K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102 の 34.1 (規格K0102 の 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102 の 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格K0102 の 34 の備考 1 を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## 6 県内公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

(平成31年 3月31日現在)

### (1) 河川

ア BOD等5項目(pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数)に係る水域類型

水域名(範囲)	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考
多摩川中・下流(拝島橋より下流に限る。)	河川B	イ	S45.9.1	H13.3.30	国	
多摩川支川	三沢川	イ	H15.10.7		県	
	二ヶ領本川	ハ	H15.10.7		県	
	平瀬川	ハ	H15.10.7		県	
	鶴見川(鳥山川合流点から上流の区域に限る。)	河川D	イ	S45.9.1	H28.12.2	県※
鶴見川(鳥山川合流点から下流の区域に限る。)	河川C	イ	S45.9.1	H28.12.2	県※	
入江川	河川B	ロ	S47.3.31	H30.6.29	県	
帷子川	河川B	イ	S47.3.31	H30.6.29	県	
大岡川	河川B	イ	S47.3.31	H30.6.29	県	
宮川	河川B	イ	S47.3.31	H30.6.29	県	
侍従川	河川B	イ	S47.3.31	H30.6.29	県	
鷹取川	河川B	ロ	S47.3.31	H30.6.29	県	
平作川	河川B	ロ	S47.3.31	H13.10.23	県	
松越川	河川C	イ	S55.9.30	H25.7.30	県	
下山川	河川C	ロ	S47.3.17	H25.7.30	県	
森戸川(河口が葉山町に係るもの)	河川C	イ	S47.3.17	H29.12.26	県	
田越川	河川B	イ	S47.3.17	H13.10.23	県	
滑川	河川B	イ	S47.3.17	H13.10.23	県	
神戸川	河川B	ロ	S47.3.17	H13.10.23	県	
境川(柏尾川合流点から上流の区域に限り、柏尾川を除く。)	河川D	イ	S47.3.17	H25.7.30	県	
境川(柏尾川合流点から下流の区域及び柏尾川に限る。)	河川C	イ		H25.7.30	県	
引地川	河川C	イ	S47.3.17	H25.7.30	県	
相模川上流(2)(柄杓流川合流点から城山ダムまでに限る。ただし、相模ダム貯水池(相模湖)(全域)及び城山ダム貯水池(津久井湖)(全域)を除く。)	河川A	ハ	S48.3.31	H22.9.24	国	
相模川中流(城山ダムから寒川取水堰までに限る。)	河川A	ロ	S45.9.1		国	
相模川下流(寒川取水堰より下流に限る。)	河川B	イ	S48.3.31	H22.9.24	国	
相模川支川	秋山川	河川A	イ	H30.6.29	県	
	道志川	河川A	イ	H30.6.29	県	
	串川	河川A	イ	H30.6.29	県	
	鳩川	河川A	イ	H30.6.29	県	
	中津川(宮ヶ瀬ダム下流端から下流の区域)	河川A	イ	H17.3.11	県	
	小鮎川	河川A	イ	H30.6.29	県	
	玉川	河川A	イ	H30.6.29	県	
	永池川	河川A	ロ	H30.6.29	県	
	目久尻川	河川B	イ	H30.6.29	県	
	小出川	河川B	ハ	H30.6.29	県	
金目川(土屋橋から上流の区域に限る。)	河川A	ハ	S47.3.17		県	
金目川(土屋橋から下流の区域に限る。)	河川C	ハ	S47.3.17		県	
葛川	河川C	ハ	S47.3.17		県	
中村川	河川C	ハ	S47.3.17		県	
森戸川(河口が小田原市に係るもの)	河川C	イ	S47.3.17	H25.7.30	県	
酒匂川(飯泉取水堰から上流の区域に限り、丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。)を除く。)	河川A	ロ	S47.3.17	S55.3.25	県	
酒匂川(飯泉取水堰から下流の区域に限る。)	河川B	イ	S55.9.30		県	
山王川	河川B	イ	S47.3.17	H14.10.1	県	
早川	河川A	ハ	S47.3.17		県	
新崎川	河川A	ハ	S47.3.17	H14.10.1	県	
千歳川	河川A	ハ	S47.3.17	H14.10.1	県	



イ 水生生物保全(全亜鉛、ニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)に係る水域類型

水域名(範囲)	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考
多摩川中・下流(拝島橋より下流に限る。)	生物B	イ	H18.6.30		国	
多摩川支川	三沢川	生物B	イ	H30.6.29	県	
	二ヶ領本川	生物B	イ	H30.6.29	県	
	平瀬川	生物B	イ	H30.6.29	県	
	鶴見川	生物B	ロ	H30.6.29	県	
入江川	生物B	イ	H30.6.29	県		
帷子川	生物B	イ	H30.6.29	県		
大岡川	生物B	イ	H30.6.29	県		
宮川	生物B	イ	H30.6.29	県		
侍従川	生物B	イ	H30.6.29	県		
鷹取川	生物B	イ	H30.6.29	県		
平作川	生物B	イ	H30.6.29	県		
松越川	生物B	イ	H30.6.29	県		
下山川	生物B	ロ	H30.6.29	県		
森戸川(河口が葉山町に係るもの)	生物B	ロ	H30.6.29	県		
田越川	生物B	イ	H30.6.29	県		
滑川	生物B	イ	H30.6.29	県		
神戸川	生物B	イ	H30.6.29	県		
境川	生物B	イ	H30.6.29	県		
引地川	生物B	イ	H30.6.29	県		
相模川(1)(小沢頭首より上流に限る。)	生物A	イ	H21.11.30	国		
相模川(2)(小沢頭首より下流に限る。)	生物B	イ	H21.11.30	国		
相模川支川	秋山川	生物A	イ	H30.6.29	県	
	道志川	生物A	イ	H30.6.29	県	
	串川	生物A	イ	H30.6.29	県	
	鳩川	生物B	イ	H30.6.29	県	
	中津川(宮ヶ瀬ダム下流端から下流の区域)	生物A	イ	H30.6.29	県	
	小鮎川	生物B	イ	H30.6.29	県	
	玉川	生物B	イ	H30.6.29	県	
	永池川	生物B	イ	H30.6.29	県	
	目久尻川	生物B	イ	H30.6.29	県	
小出川	生物B	イ	H30.6.29	県		
金目川	生物B	イ	H30.6.29	県		
葛川	生物B	ロ	H30.6.29	県		
中村川	生物B	イ	H30.6.29	県		
森戸川(河口が小田原市に係るもの)	生物B	イ	H30.6.29	県		
酒匂川(飯泉取水堰から上流の区域に限り、丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。)を除く。)	生物A	イ	H30.6.29	県		
酒匂川(十文字橋から下流の区域に限る。)	生物B	イ	H30.6.29	県		
山王川	生物B	イ	H30.6.29	県		
早川	生物A	イ	H30.6.29	県		
新崎川	生物A	イ	H30.6.29	県		
千歳川	生物A	イ	H30.6.29	県		

(2) 湖沼

ア COD等5項目(pH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物(油分等))に係る水域類型

水域名(範囲)	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考
相模ダム貯水池(相模湖)(全域)※	湖沼A	イ	S48.3.31	H22.9.24	国	
城山ダム貯水池(津久井湖)(全域)※	湖沼A	イ	S48.3.31	H22.9.24	国	
芦ノ湖	湖沼AA	ハ	S48.3.30		県	
丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域をいう。)	湖沼A	イ	S55.3.25		県	
宮ヶ瀬湖(宮ヶ瀬ダム上流端から上流の滞水域をいう。)	湖沼A	イ	H17.3.11		県	

イ 全窒素及び全りんに係る水域類型

水域名(範囲)	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考
相模ダム貯水池(相模湖)(全域)※	湖沼II	ニ	H22.9.24		国	
城山ダム貯水池(津久井湖)(全域)※	湖沼II	ニ	H22.9.24		国	

(3) 海域

ア CODに係る水域類型

水域名(範囲)	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考
東京湾(6)	海域C	イ	S46.5.25	H14.3.29	国	
東京湾(7)	海域C	イ	S46.5.25	H14.3.29	国	
東京湾(8)	海域C	イ	S46.5.25		国	
東京湾(9)	海域B	ハ	S46.5.25	H14.3.29	国	
東京湾(10)	海域B	ロ	S46.5.25	H14.3.29	国	
東京湾(12)	海域B	イ	S46.5.25	H14.3.29	国	
東京湾(13)	海域B	ロ	S46.5.25		国	
東京湾(14)	海域B	ロ	S46.5.25		国	
東京湾(15)	海域B	ロ	S46.5.25	H14.3.29	国	
東京湾(16)	海域A	ロ	S46.5.25		国	
東京湾(17)	海域A	イ	S46.5.25		国	
相模湾(1)	海域A	ハ	S55.3.25		県	
相模湾(2)	海域A	イ	S55.3.25		県	

イ 全窒素及び全りんに係る水域類型

水域名(範囲)	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考
東京湾(ロ)	海域IV	イ	H7.2.28	H17.6.3	国	
東京湾(ハ)	海域IV	イ	H7.2.28	H17.6.3	国	
東京湾(ニ)	海域III	イ	H7.2.28	H17.6.3	国	
東京湾(ホ)	海域II	イ	H7.2.28	H17.6.3	国	

ウ 水生生物保全(全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)に係る水域類型

水域名(範囲)	水域類型	達成期間	指定年月日	最終見直し年月日	指定機関	備考
東京湾	海域生物A	イ	H21.3.31		国	
東京湾(ニ)	海域生物特A	イ	H21.3.31		国	

注1：指定機関の欄中、県※は、昭和45年度の指定機関は国である。

注2：達成期間は、「イ」：直ちに達成

「ロ」：5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」：5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

## 7 県内公共用水域の概況

### (1) 河川

本県の河川は、地勢上小河川が多いが、一級河川として、多摩川、鶴見川及び相模川があり、二級河川として酒匂川、境川その他21の河川がある。相模川から西側の河川は、丹沢、箱根等の山岳部を水源とする急流の河川が多く、東側の河川は、緩やかな流れの河川が多くなっている。

本県は、首都に隣接し、交通が便利であることなどもあって、早くから京浜工業地帯などの工場群を抱えている。さらに近年では、県内奥深くまで開発が進み、自然環境の改変が著しい。こうした社会的、経済的事情は、当然のことながら河川環境に大きな影響を与えている。

#### ア 多摩川<sup>たまがわ</sup>

多摩川は、山梨県北東部の笠取山にその源を發し、奥多摩湖で数多くの支川を集めて関東山地を東に流れ、秋川、浅川などの支川を合わせ、神奈川県と東京都の境を流下し、東京湾に注いでいる。

多摩川の本川の水は、上流では東京都羽村市羽村堰で都の上水道用として取水され、中流から下流にかけては、支川からの水がほとんどである。県内では、三沢川、平瀬川等が本川に流入している。

#### イ 鶴見川<sup>つるみがわ</sup>

鶴見川は、東京都町田市の丘陵部にその源を發し、恩田川、矢上川等の支川を集めながら緩やかに流れ、横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる。流域は、都市化が進んでおり、特に、中流部から河口にかけては工場も多く、人口も密集している。

#### ウ 帷子川<sup>かたびらがわ</sup>

帷子川は、横浜市旭区上川井町地先にその源を發し、市の中央部を東に流れ、横浜駅付近を経て、数本の運河に分かれて東京湾に注いでいる。

#### エ 平作川<sup>ひらさくがわ</sup>

平作川は、三浦半島中央に位置する大楠山付近にその源を發し、横須賀市の中央部を縦断し、途中多くの雨水幹線を集め久里浜港に注いでいる。

#### オ 境川<sup>さかいがわ</sup>

境川は、城山湖付近にその源を發し、都県境を南東に流れ、町田市南端から県内に入り、さらに南に流れ藤沢市で柏尾川を合わせて相模湾に注いでいる。流域は、相模原市、横浜市、藤沢市等の都市化の著しい区域を抱えている。

#### カ 引地川<sup>ひきちがわ</sup>

引地川は、大和市上草柳の湧水にその源を發し、途中蓼川を合わせて南に流れ、藤沢市鶴沼海岸で相模湾に注いでいる。小田急江ノ島線が流域東部を河川と並行に走っていること等により沿岸全域にわたって都市化が進んでいる。

#### キ 相模川<sup>さがみがわ</sup>

相模川は、富士山麓にその源を發し、山梨県内で数々の支川を集め甲州街道に沿って流下する。県境の境川橋で桂川から相模川と名を変え、相模湖、津久井湖を経て、途中中津川等の支川を合わせて相模平野を緩やかに流れ相模湾に注いでいる。相模川の水は、県民の最も重要な飲料水源となっている。

#### ク 金目川<sup>かなめがわ</sup>

金目川は、丹沢山塊の南東部にその源を發し、秦野市内で葛葉川、水無川、室川を合わせて東に流れ、さらに平塚市で渋田川等を合わせて相模湾に注いでいる。流域は、人口増加が著しく都市化の波が押し寄せている。

ケ 酒匂川さかわがわ

酒匂川は、富士山東麓にその源を發し、途中河内川、川音川、狩川などの支川を合わせて本県西部を南に流れ、小田原市内で相模湾に注いでいる。小田原市飯泉堰から取水される水は、県民の重要な飲料水源となっている。

コ 早川はやかわ

早川は、芦ノ湖にその源を發し、深い谷を南東に流れ、湯本で支川の須雲川を合わせて小田原市早川口で相模湾に注いでいる。流域は、上流部の仙石原を除き平地に乏しいが、川沿いに温泉旅館が点在している。

(2) 湖沼

ア 相模湖さがみこ

相模湖は、昭和19年に完成した相模ダムによって相模川が堰き止められてできた人造湖である。湖周辺には、旧藤野町、旧相模湖町の集落が河岸段丘上に位置し、ダム近くには観光施設が集まっており、行楽シーズンには多くの観光客が訪れている。

イ 津久井湖つぐいこ

津久井湖は、昭和40年に完成した城山ダムによって相模湖から流出水が堰き止められてできた人造湖であり、湖周辺には、旧津久井町等の集落が形成されている。津久井湖では城山湖（本沢調整池）を上池として揚水発電が行われている。

ウ 芦ノ湖あしのこ

芦ノ湖は、箱根火山により誕生した風光明媚な天然湖であり、その水は、大部分が湖底からの湧き水である。湖畔には、毎年多くの観光客が訪れており、旅館等の観光施設が点在している。

エ 丹沢湖たんざわこ

丹沢湖は、昭和53年に完成した三保ダムによって酒匂川の支川の河内川が堰き止められてできた人造湖である。湖周辺及び流入河川（玄倉川、河内川、世附川）流域の人口は少ないが、丹沢湖は、都会から観光客が訪れる地域となっている。

オ 宮ヶ瀬湖みやがせこ

宮ヶ瀬湖は、平成13年に完成した宮ヶ瀬ダムによって中津川が堰き止められてできた人造湖である。湖周辺は、近年公園の整備が進み、多くの観光客が訪れている。

(3) 海域

ア 東京湾とうきょうわん

東京湾は、房総半島と三浦半島に囲まれ、浦賀水道で太平洋につながる湾口の狭い閉鎖性水域である。その臨海部は、大工業地帯として發達しており、また、内陸部においても多くの人口を抱え活発な経済活動が営まれている。東京湾の海岸をみると川崎から横浜の金沢に至る地域は、工業用地造成のため埋め立てが進み、人工的な海岸に変貌しており、自然海岸は三浦半島に行かなければみられない。

イ 相模湾さがみわん

相模湾は、太平洋に面した開放型の湾で、その沖合には黒潮が流れており、定置網漁業、わかめ養殖等の沿岸漁業が行われている。また、海岸は、変化に富み数多くの景勝地があり、海水浴場などの観光地として利用されている。

(4) 県内河川の概要一覧

番号	河川名	水源	河川延長 (k m)	流域面積県内 (k m <sup>2</sup> )
1	多摩川	秩 父 山 塊	28.36	68.22
2	鶴見川	町 田 市 丘 陵 地 帯	31.97	184.40
3	入江川	横 浜 市 鶴 見 区 丘 陵 地 帯	2.39	6.40
4	帷子川	横 浜 市 旭 区 丘 陵 地 帯	17.34	57.90
5	大岡川	横 浜 市 港 南 区 ・ 磯 子 区 丘 陵 地 帯	10.54	35.59
6	宮川	横 浜 市 金 沢 区 丘 陵 地 帯	2.04	7.98
7	侍従川	横 浜 市 金 沢 区 丘 陵 地 帯	2.62	5.27
8	鷹取川	横 須 賀 市 北 部 丘 陵 地 帯	0.57	2.30
9	平作川	横 須 賀 市 中 央 部 丘 陵 地 帯	7.07	26.08
10	松越川	横 須 賀 市 西 部 丘 陵 地 帯	1.55	11.92
11	下山川	葉 山 町 丘 陵 地 帯	2.00	10.37
12	森戸川	逗 子 市 丘 陵 地 帯	2.00	7.70
13	田越川	逗 子 市 丘 陵 地 帯	3.00	13.14
14	滑川	鎌 倉 市 丘 陵 地 帯	2.00	11.87
15	神戸川	鎌 倉 市 丘 陵 地 帯	1.30	2.50
16	境川	相 模 原 市 丘 陵 地 帯	52.14	191.95
17	引地川	大 和 市 丘 陵 地 帯	16.85	66.91
18	相模川	富 士 山	55.60	672.97
19	金目川	丹 沢 山 塊 東 部	19.50	177.25
20	葛川	中 井 町 丘 陵 地 帯	5.66	29.80
21	中村川	秦 野 市 及 び 大 井 町	9.00	29.47

流入海域	主要支派川	河川の利用状況
東京湾 (川崎市、東京都)	平瀬川、三沢川、二ヶ領本川	(上水)、工水、漁業、農業用水
東京湾(横浜市)	矢上川、早淵川、鳥山川、恩田川	農業用水
東京湾(横浜市)	足洗川	
東京湾(横浜市)	今井川、中堀川	
東京湾(横浜市)	日野川	
東京湾(平潟湾) (横浜市)		
東京湾(平潟湾) (横浜市)		
東京湾(横須賀市)		
浦賀水道(横須賀市)		
相模湾(横須賀市)	竹川	
相模湾(葉山町)		
相模湾(逗子市)		
相模湾(逗子市)		
相模湾(鎌倉市)		
相模湾(鎌倉市)		
相模湾(藤沢市)	柏尾川、小松川	農業用水
相模湾(藤沢市)	蓼川	農業用水
相模湾(平塚市)	小出川、目久尻川、玉川、小鮎川、 中津川、鳩川、串川、道志川、秋山川	上水、工水、漁業、農業用水、 発電
相模湾(平塚市)	渋田川、大根川、室川、水無川、葛葉川	上水、農業用水
相模湾(大磯町)	不動川	農業用水
相模湾(二宮町)	藤沢川	農業用水

番号	河川名	水源	河川延長 (k m)	流域面積県内 (k m <sup>2</sup> )
2 2	森戸川	大井町丘陵地帯	3.75	24.50
2 3	酒匂川	富士山丹沢山塊西部	27.19	387.64
2 4	山王川	箱根山塊東部	4.05	27.19
2 5	早川	芦ノ湖	20.65	80.59
2 6	新崎川	箱根山塊南部	4.23	15.64
2 7	千歳川	箱根山塊南部	3.20	18.31

(5) 県内湖沼の概要一覧

番号	湖沼名	所在地	周囲 (k m)	面積 (k m <sup>2</sup> )
1	相模湖	相模原市	34.4	3.26
2	津久井湖	相模原市	25.2	2.47
3	芦ノ湖	足柄下郡箱根町	21.1	6.66
4	丹沢湖	足柄上郡山北町	21.5	2.18
5	宮ヶ瀬湖	相模原市、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村	53	4.60

流入海域	主要支派川	河川の利用状況
相模湾（小田原市）		農業用水
相模湾（小田原市）	狩川、川音川、鮎沢川、河内川	上水、漁業、農業用水、発電
相模湾（小田原市）	久野川	農業用水
相模湾（小田原市）	須雲川	上水、漁業、農業用水、発電
相模湾（湯河原町）		上水
相模湾（湯河原町）		上水、漁業

最深部水深 (m)	総貯水量 (有効貯水量) (万m <sup>3</sup> )	利用状況
47	6,320 (4,820)	上水、工水、発電
52	6,230 (5,470)	上水、工水、発電
40.6	17,725	漁業、発電、（農業用水）
81.5	6,490 (5,450)	上水、発電
142	19,300 (18,300)	上水、工水、発電



## 8 県内市町村別生活排水処理施設整備状況

平成30年度末

市町村名	市町村人口	生活排水処理施設整備人口(人、%)						生活排水処理施設整備率(%)	生活排水処理施設未整備人口(人)	
		公共下水道		農業集落排水施設		合併処理浄化槽 処理人口				
横浜市	3,749,085	3,747,095	99.9%			706	0.0%	3,747,801	100.0%	1,284
川崎市	1,506,362	1,498,589	99.5%			1,73	0.1%	1,500,322	99.6%	6,040
相模原市	717,414	694,229	96.8%	251	0.0%	8,30	1.2%	702,785	98.0%	14,629
横須賀市	402,260	393,315	97.8%			3,01	0.7%	396,328	98.5%	5,932
平塚市	256,896	250,549	97.5%	2,978	1.2%	1,43	0.6%	254,966	99.2%	1,930
鎌倉市	176,436	172,458	97.7%			391	0.2%	172,849	98.0%	3,587
藤沢市	434,405	415,534	95.7%			2,99	0.7%	418,529	96.3%	15,876
小田原市	191,012	158,194	82.8%			9,61	5.0%	167,807	87.9%	23,205
茅ヶ崎市	243,577	232,948	95.6%			4,55	1.9%	237,499	97.5%	6,078
逗子市	59,506	59,506	100.0%			0	0.0%	59,506	100.0%	0
三浦市	43,568	14,982	34.4%			12,06	27.7%	27,045	62.1%	16,523
秦野市	161,230	142,174	88.2%			14,54	9.0%	156,716	97.2%	4,514
厚木市	224,497	200,696	89.4%			9,86	4.4%	210,556	93.8%	13,941
大和市	237,374	226,659	95.5%			4,69	2.0%	231,351	97.5%	6,023
伊勢原市	100,621	79,701	79.2%			9,63	9.6%	89,331	88.8%	11,290
海老名市	133,353	127,937	95.9%			4,06	3.0%	131,999	99.0%	1,354
座間市	131,209	126,898	96.7%			1,11	0.8%	128,009	97.6%	3,200
南足柄市	42,515	31,214	73.4%			5,49	12.9%	36,704	86.3%	5,811
綾瀬市	85,224	80,382	94.3%			1,80	2.1%	82,182	96.4%	3,042
葉山町	33,129	22,462	67.8%			4,10	12.4%	26,567	80.2%	6,562
寒川町	48,581	45,256	93.2%			350	0.7%	45,606	93.9%	2,975
大磯町	32,862	25,575	77.8%			6,29	19.2%	31,873	97.0%	989
二宮町	28,725	25,210	87.8%			451	1.6%	25,661	89.3%	3,064
中井町	9,461	7,269	76.8%			903	9.5%	8,172	86.4%	1,289
大井町	17,245	15,568	90.3%			530	3.1%	16,098	93.3%	1,147
松田町	11,170	9,584	85.8%			471	4.2%	10,055	90.0%	1,115
山北町	10,235	8,455	82.6%			805	7.9%	9,260	90.5%	975
開成町	17,767	13,200	74.3%			2,63	14.8%	15,833	89.1%	1,934
箱根町	11,557	6,329	54.8%			1,42	12.3%	7,754	67.1%	3,803
真鶴町	7,265	1,281	17.6%			1,27	17.5%	2,553	35.1%	4,712
湯河原町	25,050	23,386	93.4%			1,31	5.2%	24,696	98.6%	354
愛川町	40,333	36,785	91.2%			1,57	3.9%	38,355	95.1%	1,978
清川村	2,959	2,888	97.6%			50	1.7%	2,938	99.3%	21
計	9,192,883	8,896,308	96.8%	3,229	0.04%	118,169	1.3%	9,017,706	98.09%	175,177

(1) この資料は、3省(国土交通省・農林水産省・環境省)生活排水処理施設整備状況調査の報告数値をもとに、水源環境保全課が作成したものである。

(2) 合併処理浄化槽については、下水道処理区域外の整備人口。

## 9 平成30年度要監視項目測定計画（抜粋）

### （1）公共用水域調査

#### ア 目的

要監視項目とは、人の健康の保護及び水生生物の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせずに、知見の集積に努めるべきものとして指定された物質である。国では、今後知見の集積状況を勘案しつつ環境基準項目への移行等を検討することとしている。

本県では、各測定機関が地域の実情に応じ、主要な測定地点において測定を実施している。

#### イ 測定項目

測定項目は次のとおり。

種 類	測 定 項 目
人の健康の保護に関する項目 (26項目)	(1)クロロホルム (2)トランス-1,2-ジクロロエチレン (3)1,2-ジクロロプロパン (4)p-ジクロロベンゼン (5)イソキサチオン (6)ダイアジノン (7)フェニトロチオン (8)イソプロチオラン (9)オキシ銅 (10)クロロタロニル (11)プロピザミド (12)EPN※ (13)ジクロロボス (14)フェノカルブ (15)イプロベンホス (16)クロルニトロフェン (17)トルエン (18)キシレン (19)フタル酸ジエチルヘキシル (20)ニッケル※ (21)モリブデン (22)アンチモン (23)塩化ビニルモノマー (24)エピクロロヒドリン (25)全マンガン (26)ウラン
水生生物の保全に関する項目 (6項目)	(1)クロロホルム (2)フェノール (3)ホルムアルデヒド (4)4-t-オクチルフェノール (5)アニリン (6)2,4-ジクロロフェノール

※EPNとニッケルは、公共用水域水質測定計画において特殊項目として測定している。

#### ウ 測定頻度

原則として、年1回、公共用水域水質測定計画と同日にて実施する。

#### エ 測定地点及び測定機関

別添のとおりとする。

## (2) 地下水調査

### ア 目的

要監視項目とは、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、地下水における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とせずに、知見の集積に努めるべきものとして指定された物質である。国では、今後知見の集積状況を勘案しつつ環境基準項目への移行等を検討することとしている。

本県では、各測定機関が地域の実情に応じ、主要な測定地点において測定を実施している。

### イ 測定項目

測定項目は次のとおり。

調査の種類	測定項目
要監視項目	(1)クロロホルム (2)1,2-ジクロロプロパン (3)p-ジクロロベンゼン (4)イソキサチオン (5)ダイアジノン (6)フェニトロチオン (7)イソプロチオラン (8)オキシ銅 (9)クロロタロニル (10)プロピザミド (11)E P N (12)ジクロロボス (13)フェノブカルブ (14)イプロベンホス (15)クロルニトロフェン (16)トルエン (17)キシレン (18)フタル酸ジエチルヘキシル (19)ニッケル (20)モリブデン (21)アンチモン (22)エピクロロヒドリン (23)全マンガン (24)ウラン

### ウ 測定頻度

原則として、年1回、地下水質測定計画の概況調査（メッシュ調査及び定点調査）と同日に実施する。

### エ 測定地点及び測定機関

測定地点	測定項目	測定機関
メッシュ調査番号 2470	全項目	横浜市
定点調査番号 62, 68, 73, 91, 92	全項目	神奈川県

○要監視項目の測定方法

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)
ク ロ ロ ホ ル ム	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	0.0002
トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	0.0002
1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	0.0002
p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	0.0002
イソキサチオン	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	0.0008
ダイアジノン	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	0.0005
フェニトロチオン	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	0.0003
イソプロチオラン	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (ECD)	0.004
オキシシン銅	環境庁通知 付表2 高速液体クロマトグラフ法	0.005
クロロタロニル	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (ECD)	0.004
プロピザミド	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (ECD)	0.0008
E P N	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	0.0006
ジクロルボス	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (FPD) (ECD)	0.0008
フェノブカルブ	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD)	0.004
イプロベンホス	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (FTD) (FPD)	0.0008
クロルニトロフェン	環境庁通知 付表1の第1 GC-MS 法 " 付表1の第2 GC 法 (ECD)	0.0001
トルエン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法 " 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法 " 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	0.0002

項 目	測 定 方 法	報告下限値 (mg/L)
キシレン	JIS K 0125 5.1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0006
	〃 5.2.1 ヘッドスペース GC-MS 法	
	〃 5.2.2 トラップ型ヘッドスペース GC-MS 法	
フタル酸ジエチルヘキシル	環境庁通知 付表 3 の第 1 GC-MS 法	0.006
	〃 付表 3 の第 2 GC 法 (ECD)	
ニッケル	JIS K 0102 59.3 ICP 発光分光分析法	0.008
	環境庁通知 付表 4 ICP 質量分析法	
	〃 付表 5 電気加熱原子吸光法	
モリブデン	JIS K 0102 68.2 ICP 発光分光分析法	0.007
	環境庁通知 付表 4 ICP 質量分析法	
	〃 付表 5 電子加熱原子吸光法	
アンチモン	環境省通知 2 付表 5 の第 1 水素化物発生 ICP 発光分光分析法	0.001
	〃 付表 5 の第 2 水素化物発生原子吸光法	
	〃 付表 5 の第 3 ICP 質量分析法	
フェノール	環境省通知 1 付表 1 GC-MS 法	0.001
ホルムアルデヒド	環境省通知 1 付表 2 GC-MS 法	0.003
塩化ビニルモノマー	環境省通知 2 付表 1 パージ・トラップ GC-MS 法	0.0002
エピクロロヒドリン	環境省通知 2 付表 2 パージ・トラップ GC-MS 法	0.00003
全マンガン	JIS K 0102 56.2 フレーム原子吸光法	0.01
	〃 56.3 電気加熱原子吸光法	
	〃 56.4 ICP 発光分光分析法	
	〃 56.5 ICP 質量分析法	
ウラン	環境省通知 2 付表 4 の第 1 キレート樹脂イオン交換 -ICP 発光分光分析法	0.0002
	〃 付表 4 の第 2 ICP 質量分析法	
4-t-オクチルフェノール	環境省通知 3 付表 1 GC-MS 法	0.00003
アニリン	環境省通知 3 付表 2 GC-MS 法	0.002
2,4-ジクロロフェノール	環境省通知 3 付表 3 GC-MS 法	0.0003

(注)表中の用語は、次による。

○JIS：日本工業規格

○環境庁通知：平成 5 年 4 月 28 日環水規第 121 号(改定 平成 11 年 3 月 12 日付け環水企第 89 号、  
環水管第 69 号及び環水規第 79 号)

○環境省通知 1：平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号、環水管発第 031105001 号

○環境省通知 2：平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号、環水土発第 040331005 号

○環境省通知 3：平成 25 年 3 月 27 日付け環水大水発第 1303272 号

## 10 平成30年度要監視項目測定結果

### (1) 公共用水域測定結果

- 平成30年度は河川18地点、湖沼5地点、海域6地点の合計29地点で測定し、その結果は下表のとおりであった。
- 指針値が定められている26項目のうち、指針値を超過したのはウランであった。ウランの指針値を超過した地点はいずれも海域であるが、一般的な海水中には0.003mg/L程度のウランが含まれていることから、自然由来によるものと考えられる。

要監視項目の測定結果（公共用水域）

項目名	河川			湖沼			海域			合計						
	測定地点数	検出地点数	指針値超過地点数 (mg/L)	測定地点数	検出地点数	指針値超過地点数 (mg/L)	測定地点数	検出地点数	指針値超過地点数 (mg/L)	測定地点数	検出地点数	指針値超過地点数 (mg/L)				
1 クロロホルム	18	3	0	0.0008	5	0	0	0	6	0	0	0	29	3	0	0.0008
2 トランス-1, 2-ジクロロエチレン	17	0	0	0	3	0	0	0	6	0	0	0	26	0	0	0
3 1, 2-ジクロロプロパン	17	0	0	0	3	0	0	0	6	0	0	0	26	0	0	0
4 p-ジクロロベンゼン	17	0	0	0	3	0	0	0	6	0	0	0	26	0	0	0
5 イソキサチオン	17	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	23	0	0	0
6 ダイアジノン	17	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	23	0	0	0
7 フェニトロチオン	17	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	23	0	0	0
8 イソプロチオラン	17	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	23	0	0	0
9 オキシシン銅	17	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	23	0	0	0
10 クロロタロニル	17	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	23	0	0	0
11 プロピザミド	17	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	23	0	0	0
12 ジクロルボス	17	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	23	0	0	0
13 フェノブカルブ	17	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	23	0	0	0
14 イプロベンホス	17	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	23	0	0	0
15 クロルニトロフェン	17	0	-	0	3	0	-	0	3	0	-	0	23	0	-	0
16 トルエン	17	0	0	0	3	0	0	0	6	0	0	0	26	0	0	0
17 キシレン	17	0	0	0	3	0	0	0	6	0	0	0	26	0	0	0
18 フタル酸ジエチルヘキシル	17	0	0	0	3	0	0	0	6	0	0	0	26	0	0	0
19 モリブデン	17	0	0	0	3	0	0	0	6	4	0	0.01	26	4	0	0.01
20 アンチモン	17	0	0	0	3	0	0	0	6	0	0	0	26	0	0	0
21 フェノール	18	0	-	0	3	0	-	0	6	0	-	0	27	0	-	0
22 ホルムアルデヒド	18	1	-	0.008	3	0	-	0	6	0	-	0	27	1	-	0.008
23 塩化ビニルモノマー	17	0	0	0	3	0	0	0	6	0	0	0	26	0	0	0
24 エピクロロヒドリン	17	0	0	0	3	0	0	0	6	0	0	0	26	0	0	0
25 全マンガン	17	11	0	0.07	3	3	0	0.06	6	4	0	0.04	26	18	0	0.07
26 ウラン	17	2	0	0.0007	3	0	0	0	6	6	3	0.0029	26	8	3	0.0029
27 4-t-オクチルフェノール	18	0	0	0	3	0	0	0	6	0	0	0	27	0	0	0
28 アニリン	18	0	0	0	3	0	0	0	6	0	0	0	27	0	0	0
29 2,4-ジクロロフェノール	18	0	0	0	3	0	0	0	6	0	0	0	27	0	0	0

※いずれの地点、項目についても測定回数は1回/年である。  
 ※特殊項目にも該当するE P Nとニッケルは本表から除外した。

(2) 地下水測定結果

- 4市2町（横浜市、逗子市、秦野市、海老名市、開成町、箱根町）の6地点で水質の測定を行った。
- 指針値が定められている22項目すべてで、指針値を超過しなかった。

要監視項目の調査測定結果（地下水）

総測定地点数：6地点

項目	測定地点数	検出地点数	指針値超過地点数	最大値 (mg/L)	指針値
1 クロロホルム	6	2	0	0.0061	0.06mg/L以下
2 1,2-ジクロロエタン	6	0	0	-	0.06mg/L以下
3 p-ジクロロベンゼン	6	0	0	-	0.2mg/L以下
4 イソキサチオン	6	0	0	-	0.008mg/L以下
5 ダイアジノン	6	0	0	-	0.005mg/L以下
6 フェニチオン(MEP)	6	0	0	-	0.003mg/L以下
7 イソプロチオラン	6	0	0	-	0.04mg/L以下
8 棒状銅(有機銅)	6	0	0	-	0.04mg/L以下
9 クロクロニル(TPN)	6	0	0	-	0.05mg/L以下
10 プロピザミド	6	0	0	-	0.008mg/L以下
11 EPN	6	0	0	-	0.008mg/L以下
12 ジクロロホス(DDVP)	6	0	0	-	0.008mg/L以下
13 フェノカルブ(BPMC)	6	0	0	-	0.03mg/L以下
14 イソプロピルイソブチル	6	0	0	-	0.008mg/L以下
15 クロロニトロフェン(CNP)	6	0	0	-	-
16 トルエン	6	0	0	-	0.6mg/L以下
17 キシレン	6	0	0	-	0.4mg/L以下
18 フタル酸ジエチルヘキシル	6	0	0	-	0.06mg/L以下
19 ニッケル	6	0	0	-	-
20 モリブデン	6	0	0	-	0.07mg/L以下
21 アンチモン	6	0	0	-	0.02mg/L以下
22 エピクロヒドリン	6	0	0	-	0.0004mg/L以下
23 全マンガン	6	1	0	0.16	0.2mg/L以下
24 ウラン	6	0	0	-	0.002mg/L以下
計	6	3	0		

注：計については、同一地点で複数項目検出された場合、1地点とした。

公共用水域測定結果表(要監視項目)

地点番号	河川												
	1	4	6	7	11	12	14	15	20	23	29	39	
	水域	多摩川中・下流	多摩川中・下流	多摩川中・下流	三沢川(多摩川)	鶴見川上流	鶴見川下流	鶴見川下流	鶴見川上流	鶴見川上流	帷子川	松越川	境川(1)
	支川名	多摩川	多摩川	多摩川	多摩川(三沢川)	鶴見川	鶴見川	鶴見川	鶴見川(恩田川)	鶴見川(麻生川)	帷子川	松越川	境川
	地点名	多摩川原橋	田園調布取水堰(上)	大師橋	一の橋	亀の子橋	大綱橋	臨港鶴見川橋	都橋	耕地橋	水道橋	竹川合流後	大道橋
	環境基準点	○	○	○	○	○		○			○	○	○
測定機関	国土交通省	国土交通省	国土交通省	川崎市	国土交通省	国土交通省	国土交通省	横浜市	川崎市	横浜市	横須賀市	藤沢市	
1	クロロホルム	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0005	0.0005	<0.0002	0.0008	<0.0002	<0.0002	<0.0002
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
3	1, 2-ジクロロプロパン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
4	p-ジクロロベンゼン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
5	イソキサチオン	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
6	ダイアジノン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
7	フェニトロチオン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
8	イソプロチオラン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
9	オキシ銅	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
10	クロロタロニル	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
11	プロピザミド	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
12	ジクロロボス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
13	フェノブカルブ	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
14	イプロベンホス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
15	クロルニトロフェン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
16	トルエン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
17	キシレン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
18	フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
19	モリブデン	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
20	アンチモン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	フェノール	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
22	ホルムアルデヒド	<0.010	<0.010	<0.010	<0.003	<0.01	<0.01	<0.01	<0.003	0.008	<0.003	<0.003	<0.003
23	塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
24	エピクロロヒドリン	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00003	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
25	全マンガン	<0.01	<0.01	0.04	0.01	0.03	0.04	0.07	0.02	0.01	0.03	0.04	<0.01
26	ウラン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0004	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0007	<0.0002
27	4-tert-オクチルフェノール	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
28	アニリン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
29	2,4-ジクロロフェノール	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003



公共用水域測定結果表(要監視項目)

	地点番号	40	48	49	52	53	75
	水域	境川(2)	引地川	相模川中流	相模川中流	相模川下流	酒匂川上流
	支川名	境川	引地川	相模川	相模川	相模川	酒匂川
	地点名	境川橋	富士見橋	小倉橋	寒川取水堰(上)	馬入橋	十文字橋
	環境基準点	○	○		○	○	
	測定機関	藤沢市	藤沢市	相模原市	神奈川県	国土交通省	神奈川県
1	クロロホルム	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002
3	1, 2-ジクロロプロパン	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002
4	p-ジクロロベンゼン	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002
5	イソキサチオン	<0.0008	<0.0008		<0.0008	<0.0008	<0.0008
6	ダイアジノン	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005
7	フェニトロチオン	<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003	<0.0003
8	イソプロチオラン	<0.004	<0.004		<0.004	<0.004	<0.004
9	オキシ銅	<0.005	<0.005		<0.005	<0.005	<0.005
10	クロロタロニル	<0.004	<0.004		<0.004	<0.004	<0.004
11	プロピザミド	<0.0008	<0.0008		<0.0008	<0.0008	<0.0008
12	ジクロルボス	<0.0008	<0.0008		<0.0008	<0.0008	<0.0008
13	フェノブカルブ	<0.004	<0.004		<0.004	<0.004	<0.004
14	イプロベンホス	<0.0008	<0.0008		<0.0008	<0.0008	<0.0008
15	クロルニトロフェン	<0.0001	<0.0001		<0.0001	<0.0001	<0.0001
16	トルエン	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002
17	キシレン	<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006
18	フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006	<0.006		<0.006	<0.006	<0.006
19	モリブデン	<0.007	<0.007		<0.007	<0.007	<0.007
20	アンチモン	<0.001	<0.001		<0.001	<0.001	<0.001
21	フェノール	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
22	ホルムアルデヒド	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.01	<0.003
23	塩化ビニルモノマー	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002
24	エピクロロヒドリン	<0.00003	<0.00003		<0.00003	<0.00004	<0.00003
25	全マンガン	0.01	<0.01		0.02	<0.01	<0.01
26	ウラン	<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002
27	4-tert-オクチルフェノール	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
28	アニリン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
29	2,4-ジクロロフェノール	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003

公共用水域測定結果表(要監視項目)

地点番号	湖沼					海域					
	90	93	95	97	103	111	113	117	119	125	132
	相模ダム貯水池	相模ダム貯水池	城山ダム貯水池	城山ダム貯水池	丹沢湖	東京湾(6)	東京湾(6)	東京湾(10)	東京湾(12)	東京湾(15)	相模湾(1)
	境川橋	湖央東部	沼本ダム	湖央部(津久井湖)	湖央部(丹沢湖)	京浜運河扇町	横浜港内	平潟湾内	扇島沖	久里浜港内	辻堂沖
	環境基準点測定機関		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	相模原市	相模原市	相模原市	相模原市	神奈川県	川崎市	横浜市	横浜市	川崎市	横須賀市	藤沢市
1	クロロホルム	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
2	トランス-1, 2-ジクロロエチレン		<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
3	1, 2-ジクロロプロパン		<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
4	p-ジクロロベンゼン		<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
5	イソキサチオン		<0.0008		<0.0008	<0.0008	<0.0008		<0.0008	<0.0008	
6	ダイアジノン		<0.0005		<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005	
7	フェニトロチオン		<0.0003		<0.0003	<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003	
8	イソプロチオラン		<0.004		<0.004	<0.004	<0.004		<0.004	<0.004	
9	オキシ銅		<0.005		<0.005	<0.005	<0.005		<0.005	<0.005	
10	クロロタロニル		<0.004		<0.004	<0.004	<0.004		<0.004	<0.004	
11	プロピザミド		<0.0008		<0.0008	<0.0008	<0.0008		<0.0008	<0.0008	
12	ジクロロボス		<0.0008		<0.0008	<0.0008	<0.0008		<0.0008	<0.0008	
13	フェノブカルブ		<0.004		<0.004	<0.004	<0.004		<0.004	<0.004	
14	イプロベンホス		<0.0008		<0.0008	<0.0008	<0.0008		<0.0008	<0.0008	
15	クロルニトロフェン		<0.0001		<0.0001	<0.0001	<0.0001		<0.0001	<0.0001	
16	トルエン		<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
17	キシレン		<0.0006		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
18	フタル酸ジエチルヘキシル		<0.006		<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
19	モリブデン		<0.007		<0.007	0.010	<0.007	<0.007	0.010	0.008	0.008
20	アンチモン		<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	フェノール	<0.001		<0.001		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
22	ホルムアルデヒド	<0.003		<0.003		<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
23	塩化ビニルモノマー		<0.0002		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
24	エビクロロヒドリン		<0.00003		<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
25	全マンガン		0.03		0.05	0.06	0.04	0.01	0.02	0.02	<0.01
26	ウラン		<0.0002		<0.0002	<0.0002	0.0025	0.0009	0.0009	0.0027	0.0029
27	4-tert-オクチルフェノール	<0.00003		<0.00003		<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
28	アニリン	<0.002		<0.002		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
29	2,4-ジクロロフェノール	<0.0003		<0.0003		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003

地下水質測定結果表（要監視項目）

	メッシュ番号/定点番号	2493	62	68	73	91	92
	測定機関	横浜市	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県	神奈川県
	測定地点	青葉区荏子田一丁目	逗子市逗子	秦野市下大槻	海老名市大谷北	開成町吉田島	箱根町湯本
	深度区分	不明	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸
	用途区分	その他	生活用水	その他	一般飲用	一般飲用	生活用水
	測定年月	平成30年10月	平成30年10月	平成30年10月	平成30年10月	平成30年10月	平成30年10月
要 監 視 項 目	クロホルム	0.0061	<0.0002	<0.0002	0.0006	<0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	p-ジクロロベンゼン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	イソキサチオン	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	タリジン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	オキシ銅	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	クロタロニル	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	プロピザミド	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	EPN	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	ジクロロホス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	フェノフルアル	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	イソプロホス	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
	クロニトロフェン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	トルエン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	キシレン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	フタル酸ジエチルヘキシル	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
	ニッケル	<0.007	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
	モリブデン	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
アンチモン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
エヒドロヒトリン	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	
全マンガ	<0.01	0.16	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
ウラン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
一 般 項 目	電気伝導率 (mS/m)	11	53	32	18	16	21
	pH	7.0	7.1	6.9	6.4	7.3	6.4
	水温	20.3	17.6	20.5	18.7	17.8	18.9
	臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
	外観	無色	無色	無色	無色	無色	無色
備考	調査区分	メッシュ調査	定点調査	定点調査	定点調査	定点調査	定点調査